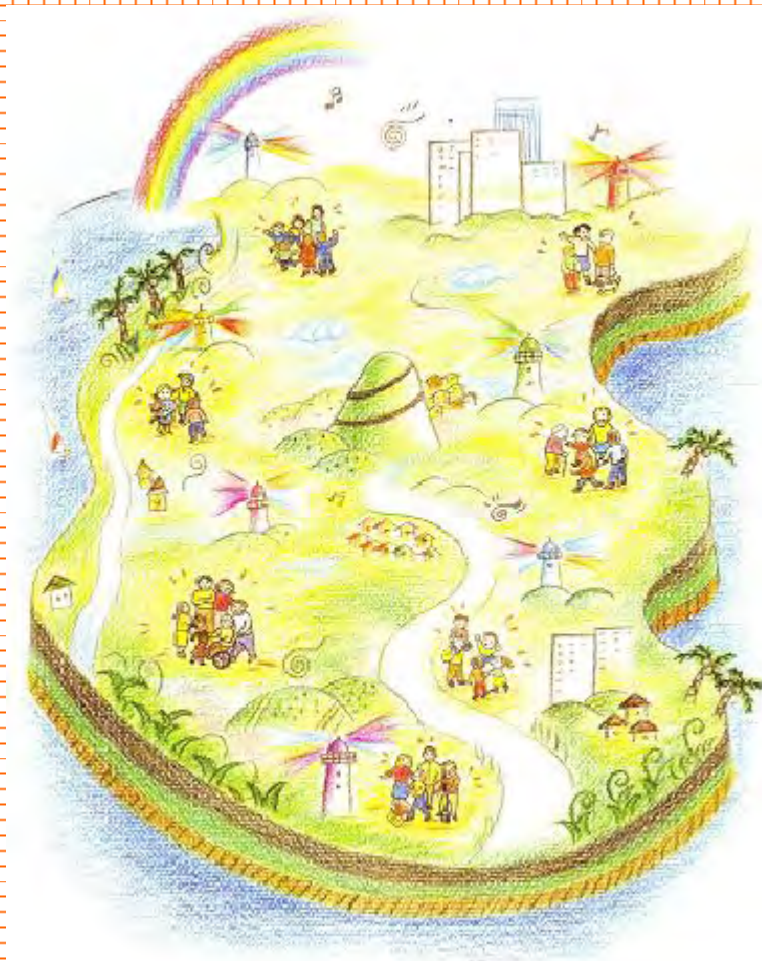


よこすか 地域福祉計画

(こころをつなぐ福祉の輪よこすか)

平成19年度(2007年度)～平成23年度(2011年度)



平成19年(2007年)2月
横須賀市



はじめに

横須賀市長
蒲谷 亮 一

少子高齢化が予想を超えたスピードで進んでおり、本市においても2年後の平成21年には4人に1人以上の方が65歳以上となることが予測されています。今後の経済や社会保障などの各分野に重大な影響を与えることが予想されています。このことは地域福祉においても例外ではありません。今後、ますます増大し、多様化していく福祉に対する需要に適切に対応し、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが今、求められています。「共に生き、共に支え合う社会」は、このような複雑な社会を乗り切るための、キーワードではないかと考えます。

今年、私たちの横須賀市は市制100周年を迎えました。次の100年へのスタートとして、目指すべき将来像を定めた「新世紀ビジョン」を策定しました。このたび見直しを行った「よこすか地域福祉計画」は、「新世紀ビジョン」に掲げた目指すべき将来像の1つである「地域福祉の推進」を具体化するための計画です。

現在、地域社会では住民同士の心のつながり、共同体の意識が薄れつつあり、地域活動を担う人材が不足して、地域コミュニティが維持できなくなるおそれがあります。いよいよ今年から、いわゆる「団塊の世代」の大量定年退職が始まります。そうした方々は、長い職業生活の中で培われた豊かな知識、経験、技術を持つ財産であり、これからの地域活動を担う貴重な戦力です。

今回の見直しでは、「団塊の世代」の方が、それぞれの地域でボランティア活動をはじめとした、さまざまな活動に積極的に参加できるよう具体的な施策を盛り込んでいます。また、住民同士の絆を結ぶ手段の一つとして、見守りのための「声かけ、あいさつ運動」を提唱しています。さらに、それぞれの地域で「手伝ってほしいこと」と、「お手伝いできること」が結びつくような人間関係を構築していくことも呼びかけています。

地域におけるコミュニケーションを活発にする場としての「井戸端」や、地域福祉活動の拠点となり、相談機能を併せ持つ「灯台」といった環境づくりは、前回計画においても重点課題でしたが、引き続き積極的に推進してまいります。

市民の皆さまにおかれましては、今後とも「共に生き、共に支え合う社会」実現のため、ご理解とご協力をお願いいたします。地域の力を結集して、「元気な横須賀」を一緒につくっていきたいと思います。

終わりに、この計画の策定に当たり貴重なご意見をいただきました横須賀市社会福祉審議会の皆さまをはじめ、多くの市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

井戸端につどい、灯台が見守る(イメージ図)



目 次

第1章 計画の策定（見直し）に当たって-----	1
1. 計画の位置付け-----	3
2. 基本構想等との関係-----	5
第2章 地域の現状と課題 -----	7
1. 地域のとらえ方-----	9
2. 地域が抱える課題-----	10
第3章 計画の基本的考え方と目標 -----	13
1. 計画の基本的考え方-----	15
2. 計画の目標—5つの柱— -----	16
第4章 具体的施策と各主体の役割 -----	19
1. 住民意識の高揚と地域活動への参加の推進-----	23
2. 地域の人的資源の確保・育成-----	27
3. 地域の物的資源の活用-----	30
4. 地域住民の孤立化防止と地域のつながりの回復-----	33
5. 連携のためのコーディネート機能の充実-----	37
第5章 計画の推進体制 -----	39

資料編

1. 本市の状況	4 5
年齢区分別人口及び人口比率見込	4 5
県内 19 市の少子高齢化の状況	4 6
本市の高齢者世帯の状況	4 6
地区概況 1～4	4 7
地区社協組織・運営体制 1～2	5 3
地区社協活動一覧 1～3	5 5
2. よこすか福祉の輪市民会議 活動経過	5 8
3. 「地域福祉特区事業」認定経過	6 0
4. 市民アンケートの内容と調査結果	6 1
5. 計画の策定体制	6 7
横須賀市社会福祉審議会条例	6 7
地域福祉計画検討部会細則	6 9
横須賀市社会福祉審議会一般傍聴実施要領	7 0
地域福祉計画検討部会委員名簿	7 2
地域福祉計画検討部会開催経過	7 3
6. 計画の進行管理体制	7 5
地域福祉計画進行管理部会細則	7 5
地域福祉計画進行管理部会委員名簿	7 6
地域福祉計画進行管理部会開催経過	7 7
7. 用語集	7 8

第1章

計画の策定（見直し）に当たって

第1章 計画の策定（見直し）に当たって

1. 計画の位置付け

（1）計画の根拠

社会福祉法（平成12年（2000年）6月施行）第107条^{（注1）}により、市町村はそれぞれの自治体の基本構想に即した「地域福祉^{（注2）}計画」を策定することが求められ、本市では平成16年（2004年）2月に策定しました。計画期間は5年間ですが、地域課題は多様化し、変化していることから、常に地域の実情に沿った計画とするために、策定から3年目で、第1回の見直しを行うこととしました。

このたび、新たな地域の課題を加えて第2期「地域福祉計画」を策定しました。

（注1）社会福祉法第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（「地域福祉計画」）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（注2）地域福祉とは、住民の社会福祉に関する活動への積極的な参加の下、地方公共団体による施策の実施、事業者による事業の実施、ボランティア団体による福祉活動の実施等、自助、共助、公助が相まって、地域ごとに個性のある取組みを行うことを指します。

また、次の項目で述べている生活課題とは、その取組みの対象となる日常生活で困っていること全般を指します。詳しくは、第2章の2を参照のこと。

（2）計画の理念

地域福祉計画の理念は、これからの社会福祉を、限られた人びとに対するサービスとしてではなく、すべての地域住民のためのものとし、かつ、みんなで支え合うものに変えていくことにあります。

そのためには、一人ひとりの住民がその人の尊厳を確保し、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な生活課題に取り組むこと、さらに地域全体で、自立した生活を支援する仕組みとしてとらえ直し、住民一人ひとりが参加・参画する福祉活動を通じて、地域を活性化させることが必要です。

(3) 計画の目的

この地域福祉計画は、「共に生き、共に支え合う社会づくり（ソーシャル・インクルージョン^(注3)）」を具体化するための内容、手順を示すものであり、また、行政や地域住民等が心をつなげて福祉の輪を築いていくための大切な手段です。

(注3) ソーシャル・インクルージョン

これまでの社会福祉を支えている「ノーマライゼーション」という理念は、主に障害者福祉の分野から発達してきたもので、障害者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

一方「ソーシャル・インクルージョン」は、地域福祉の法的根拠である社会福祉法の新しい理念であり、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯や心のつながりを築くという考え方です。地域福祉はこれを実現するための手段として、すべての人が疎外されることなく、地域社会へ参加・参画することを促すものととらえます。

(4) 計画の期間

この計画は、地域の新たなニーズに対応するため、計画期間を平成19年度～平成23年度の5年間（ただし、必要に応じて見直し）とします。

2. 基本構想等との関係

(1) 基本構想・基本計画との関係

地域福祉計画は、本市の基本構想・基本計画に掲げるまちづくり政策の目標の一つである「健康でやさしい心のふれあうまち」を実現する施策を推進するための福祉の基本計画という性格を持ちます。

また、本市の市民憲章や市民協働推進条例^(注4)に定められたように、市民等と行政とが共に手を携えて、福祉のまちづくりに取り組んでいくための計画です。

(注4) 横須賀市民憲章

- 1 すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。
- 2 海と緑の豊かな自然を守り、うるおいと活気のあるまちをつくります。
- 3 子どもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。
- 4 お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。
- 5 災害に強い、安全で暮らしやすいまちを実現します。

横須賀市市民協働推進条例第3条

- 1 市民、市民公益活動団体、事業者及び市は、対等の立場でそれぞれの責務及び役割を理解し、市民協働型社会の発展に務めなければならない。
- 2 市民、市民公益活動団体、事業者及び市は、市民協働を推進するため、情報を共有するとともに、相互に参加及び参画を図らなければならない。
- 3 市は、市民公益活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。
- 4 市の市民公益活動団体に対する支援は、公益性に基づき、公正に行われなければならない。

(2) その他の計画との関係

この計画は、障害者、児童、高齢者に関する福祉分野の計画やその他住民一人ひとりの生活にかかわるすべての行政計画と、先に掲げた地域福祉の理念を共有するものです。

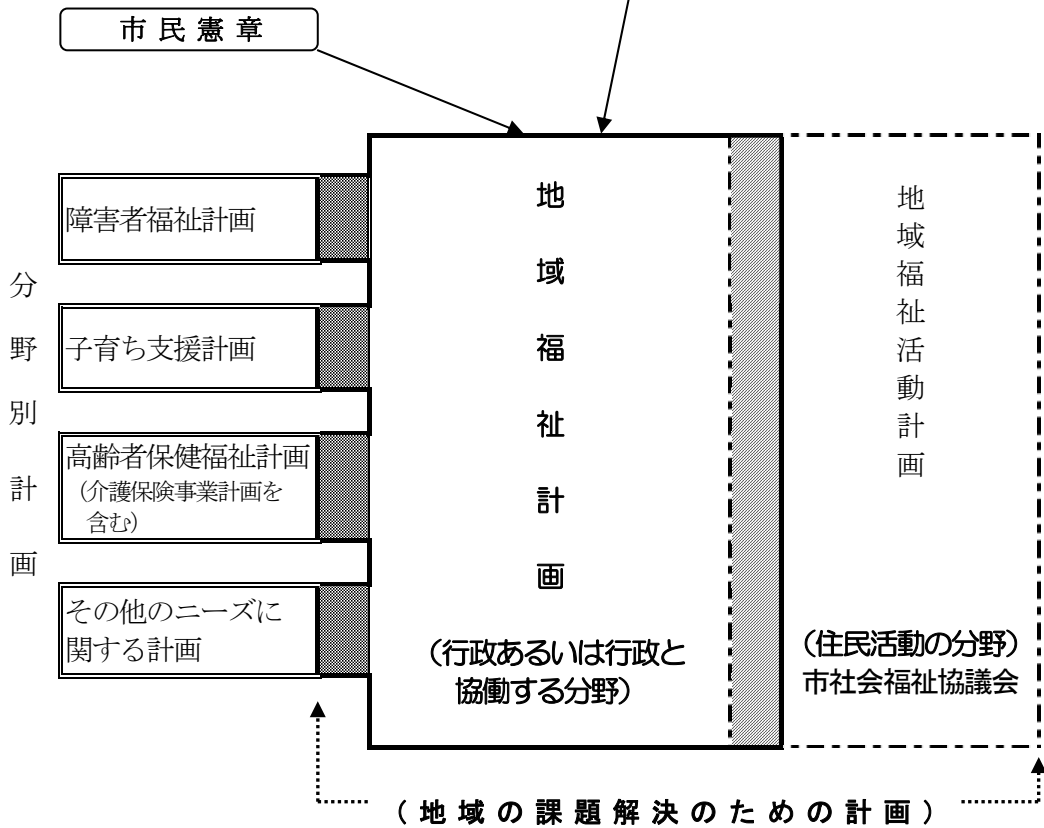
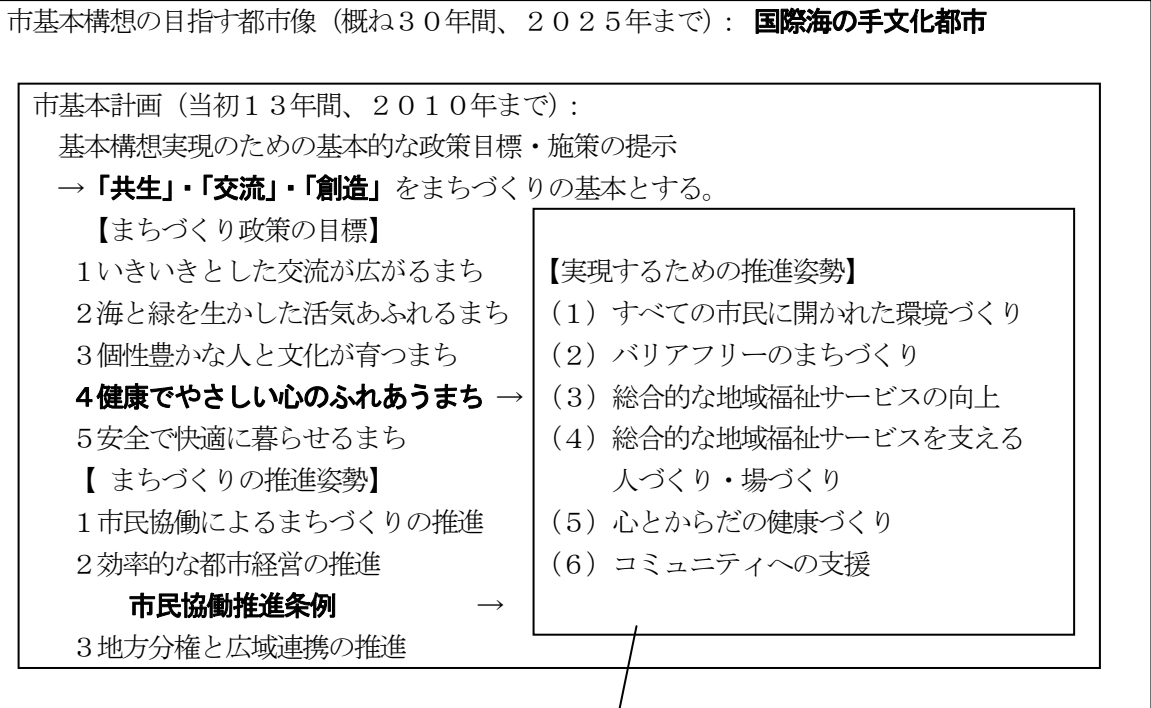
そして、地域における施策の推進について共通する部分を取り扱い、併せてそれを推進補完するための総合的な計画とします。

(3) 地域福祉活動計画との関係

市社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画（平成15年（2001年）3月策定）は、地域福祉を推進する住民活動の目標を定めたもので、本計画といわば車の両輪のように連携するものとなります。この2つの計画

によって、市と市社会福祉協議会及び地域がそれぞれの責務・役割を理解し、お互いに密接な連携により、福祉のまちづくりを推進することになります。

【市の基本構想等との関係】



は地域福祉計画が分野別計画を推進補完する部分

は地域福祉計画と地域福祉活動計画とが連携する部分

第2章

地域の現状と課題

第2章 地域の現状と課題

1. 地域のとらえ方

(1) 本市の状況

行政計画としての観点から、関係計画との整合性を勘案すると市全体を一つの圏域と考えることができます。人口の減少傾向や少子高齢化といった全市域に共通する課題がある中で、谷戸が多く平野部が少ないといった地勢的な条件や、歴史的に古い町並みと近年の大型開発による新しい住宅地との併存、マンション等集合住宅の増加や、若年層の市外への流出など、地域が抱える問題も多種多様であると考えられます。

本市の年齢別人口比率の状況（平成17年1月1日現在）

	0～14歳人口	65歳以上人口
構 成 比	13.0%	20.2%
県内19市中	16位	4位

*上位からの順位

（神奈川県年齢別人口統計調査）

(2) 本市の地域のとらえ方

このような状況の中で、本市においては、なるべく身近な地域でその地域にあった適切なサービス提供や施策の展開を図ることが求められます。そこで、これまで住民参加による福祉活動の実績を蓄えてきた17地区社会福祉協議会のエリアを「地域」の単位とすることが相当と考えます。

ただし、住民主体の福祉活動がそれぞれの地域で活発に展開されるためには、その活動目的や内容によってさまざまな形態が考えられます。

従って、計画上の「地域」に拘わらず、学区（小・中学校など）、町内会・自治会、さらに小さなグループ（例えば「向こう三軒両隣」といった関係だけでなく、年齢や仕事といった切り口も考えられます）も、活動の目標や課題等にふさわしい「地域」ととらえることとします。

2. 地域が抱える課題

地域の生活課題を知るために、市民アンケートを実施し、市民1,424人から地域における課題を抽出しました。また、地区社会福祉協議会、出前トークなどの意見から次のような地域が抱える課題を整理しました。第1期の計画策定時以降追加された課題を④として表示しています。

(1) 生活課題をもつ人、排除されやすい人、新たな支援を必要とする人への対応に関する課題

- ① 高齢者、障害者、児童・子育て中の親、孤立者への支援が必要であるとともに、ホームレスや外国人など、地域には支援を新たに必要とする人がいる。
- ② 古くから住んでいる人と新しく住み始めた人との間のふれあいが少ない。
- ③ 福祉サービスを必要としている人に適切に届くよう普及啓発していくことが必要である。
- ④ ひとり暮らしの高齢者が増えており、ごみ出し、買い物等の支援が必要な人も増加している。

(2) 相談体制に関する課題

- ① 困ったことや問題が起きた時にまず相談できる所、身近な所に相談窓口がないので、窓口の設置が求められている。
- ② 必要な人に十分な情報が届かないので、総合相談や相談のネットワーク化、情報提供の仕組みを工夫する必要がある。
- ③ 相談窓口には専門的知識・技術を持った人材が不足しているので、その養成が求められている。

(3) コミュニケーションに関する課題

- ① 地域活動の場・拠点となる場所が不足しているので、参加しやすい雰囲気づくりや場所を増やすことが求められている。
- ② プライバシーの保護への配慮と権利擁護の視点が必要である。
- ③ ひとり暮らし世帯の増加、隣近所や地域との交流がなかったり、つながりが薄くなっているなど、人間関係の希薄化への対応（新興住宅地やマンション等住民の組織化、家族形態の多様化、新・旧住民間のふれあい）が必要である。
- ④ 最近の「子どもが巻き込まれる重大犯罪」に対し、地域で見守り活動が展開されているが、さらに警察や学校との連携を十分に図るなど、地

域力をより強める仕組みが必要である。

(4) 福祉意識の形成に関する課題

- ① 価値観の多様化、モラルの低下が人間関係や家族関係を変えているので、福祉意識に基づいた地域のつながりが必要である。
- ② 共生する社会を構築するため、障害の正しい理解、排除されやすい人との共感を持てるような環境づくりが求められている。
- ③ 子どもの頃からの福祉教育が必要である。

(5) 地域活動に関する課題

- ① ボランティア活動など地域活動の担い手の育成・確保が急務である。
- ② ボランティアの受け手と提供者の間に意識・位置付けの食い違いが生じる場合がある。
- ③ 多種多様なニーズに対応するためには、地域活動の担い手相互の協働が必要である。
- ④ 「手伝ってほしいこと」と「手伝えること」がボランティア活動としてうまくつながっていない状況がみられる。

(6) 地域再生に関する課題

- ① 横須賀の特徴を生かしたり、地域に合った方策が求められている。
- ② 共に生き、共に支え合う活力のあるまちづくりという視点が必要である。
- ③ 福祉活動が継続する環境を整える必要がある。

以上の課題を計画見直しの視点としてとらえ、解決に向けた目標・方策を次章から述べることにします。

第3章

計画の基本的考え方と目標

第3章 計画の基本的考え方と目標

1. 計画の基本的考え方

(1) 井戸端につどい、灯台が見守る社会をつくる

本市の地域福祉計画は、基本構想の目標の一つである「健康でやさしい心のふれあうまち」の実現を目指す計画です。

私たちが住むよこすかのまちを、

- ① 住民一人ひとりが共に生き、共に支え合うための場（かつての井戸の周りにつどい、コミュニケーションの場であった「井戸端」のようなもの）がいたるところにあり、
- ② その周りには、市や社会福祉協議会、社会福祉法人・施設などが、相談先として問題解決に向けて共に取り組むために必要な明かりを放ち、住民の誰一人もが疎外されないよう常に光を当てている（安全な航海を見守る「灯台」のようなもの）社会とすることを目指します。

(2) 福祉の輪でつながる社会をつくる

このような社会をつくるには、地域に住む住民が相互に相手を思いやる心を育て、すべての住民の参加・参画を得て地域の再生を進めていくことがこれからの福祉文化を創造することにつながります。

しかし、住民一人ひとりの意識改革や地域の再生は即座に実現できるものではありません。

従って、本計画は、計画が計画としてあるのではなく、住民と福祉活動を実践する人々が「福祉の輪」となって、一步一步着実に、かつ発展的に進めるものと考えます。

第2期（平成19年度～平成23年度）の計画は、第1期に続き、地域の住民と共にさまざまな地域の社会資源（地域福祉に貢献する人、場、仕組み）がそれぞれの役割を生かしながら、機能的に連携していく仕組みづくりを考え、しっかりと確立するために必要な施策を実施していくものとなります。

(3) 福祉のまちづくりを目指す

住民一人ひとりの積極的な参加・参画を得て、「福祉のまちづくり」の実現に向けて行う施策の方向は次のとおりです。これらを行政や地域住民等が協働して行うとともに、着実な推進を図ります。

2. 計画の目標 — 5つの柱 —

前項の基本的考え方に沿って、この計画を推進する方向性と目標を5つの柱にまとめました。

(1) 住民意識の高揚と地域活動への参加の推進

地域の生活課題を改善・解決する活動や地域福祉計画の策定・評価に、地域福祉活動の担い手^(注5)が積極的に参加・参画する仕組みを構築します。

また、ボランティア意識の若年層への普及と、地域活動（町内会・自治会活動、NPO活動など）への参加（特に団塊の世代の定年退職予定者を中心とした中高年齢者の呼び込み）の推進を図ります。

(2) 地域の人的資源の確保・育成

地域福祉推進のための福祉人材の育成と共に、地域住民の経験や能力の活用を図ります。

また、生活課題を自ら解決するための方策などを住民が取得できるよう、その推進を図ります。

(3) 地域の物的資源の活用

地域福祉活動が活発に行われるよう、学校施設、公益施設、社会福祉施設や、商店あるいは個人の家も含め、地域にあるさまざまな場所を活用できる方策を検討します。

これらを、地域コミュニケーションを活発にする「井戸端」と、地域福祉活動の拠点となる「灯台」と位置づけ^(注6)、そのネットワーク化を図るなど、地域福祉活動の環境づくりを積極的に推進します。

(4) 地域住民の孤立化防止と地域のつながりの回復

生活スタイルの変化や、一世帯当たりの家族数の減少などにより、隣近所との人間関係も薄くなっています。生活が便利になり、近隣関係を結ばなくても一人で暮らせることができるようになったため、近所に誰が住んでいるのか分からず不安に思う反面、地域活動に消極的な人も多く見られます。その中で、ひとり暮らし高齢者をはじめ、昼間一人になる家庭や乳幼児と親だけになってしまう家庭など、地域での支え合いを必要とする家庭も増加しています。そこで、同じ地域に住む者同士が協力し合い、お互いに見守り、助け合ったりすることで、孤立することを防ぐなど、地域のつながりを回復する方策を検討し、推進します。同時に地域住民の「困っていること・手伝ってほ

しいこと」と、自分たちが「手伝えること」が、地域でより一層つながるような「助け合い」の仕組みを構築し、推進します。

(5) 連携のためのコーディネート機能の充実

地域福祉を推進するためには、行政がその支援を行うことはもちろんですが、市社会福祉協議会の機能が重要な資源となります。

従って、市社会福祉協議会が、さまざまな福祉活動の担い手との相互の連絡、事業の調整を行う地域福祉の要となるようコーディネート機能の充実を図ります。

また、本計画と共に地域福祉推進について車の両輪となる、市社会福祉協議会の地域福祉活動計画が着実に推進されるよう支援します。

併せて、行政内部の連絡調整や関係諸機関との連携についても積極的に推進していきます。

(注5) 地域福祉活動の担い手とは、行政のほか、地域住民、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生・児童委員、社会福祉推進委員、社会福祉法人・施設、赤十字奉仕団、町内会・自治会、NPO、ボランティア、企業等、地域を構成するあらゆる人々や組織を指します。

(注6) 「井戸端」とは、かつて井戸の周りにつどったように、身近なところにあるコミュニケーションの場をイメージしたものです。

「灯台」とは、そこに行けば地域での問題解決の相談や、福祉に関する情報が得られるなど、すべての住民を照らす明かりを放っている地域福祉活動の拠点をイメージしたものです。

第4章

具体的施策と各主体の役割

第4章 具体的施策と各主体の役割

本市の将来推計人口（平成15年（2003年）10月1日現在の推計人口をもとに算出）は、平成12年（2000年）以降減少を続け、平成32年（2020年）には40万人を切ることが予測されています。

65歳以上の高齢者人口の割合は、平成15年（2003年）の19.7%から増加を続け、平成20年（2008年）には24.0%に達すると予測されています。

急速に少子・高齢化が進む中で、地域のさまざまな生活課題を解決するためには、それぞれの地域で常に見守りが行われ、支援を必要とする人も含めた地域のすべての人々に十分な情報が届き、適正にサービスが提供される社会であることが大切です。

また、誰もが地域に貢献でき、生きがいをもって暮らすことができるまちづくりが、地域の活性化にもつながります。

このため、第3章「計画の基本的考え方」に基づいてそれぞれの目標を達成するために、第1期に続き第2期（平成19年度～平成23年度）の計画では、次の3つの項目を重点的に進める施策として掲げます。

- 住民意識の高揚と地域活動への参加の推進
- 地域の社会資源の育成、活用
- 地域福祉を進めるための連携

これらの達成に向けて、行政や地域住民が協働して行う具体的な施策とそれぞれの役割をこの章でまとめました。

なお、以下の「解決のための施策」で挙げた実施主体の役割は例示であり、これに限られるものではありません。この計画では、地域での活動がさらに発展することを期待しています。

【第2期計画の重点施策】

住民意識の高揚と
地域活動への参加
の推進

1. 住民意識の高揚と地域活動への参加の推進

- (1) 「よこすか福祉の輪市民会議」の設置
- (2) 地域活動への参加の推進
- (3) ボランティアセンターへの支援
- (4) 福祉教育の充実

地域の社会資源の
育成活用

2. 地域の人的資源の確保・育成

- (1) 福祉人材の育成
- (2) 地域住民の経験・能力の活用
- (3) 地域ごとの生活課題を自ら解決するための
方策の普及

3. 地域の物的資源の活用

- (1) 地域のコミュニケーションを活発にする
「井戸端」づくり
- (2) 地域福祉活動の拠点となる「灯台」の活用
- (3) 社会福祉法人・施設、地域作業所等のスペースと
専門機能の活用

地域福祉を進める
ための連携

4. 地域住民の孤立化防止と地域のつながりの回復

- (1) 地域の見守り機能の向上
- (2) 住民ニーズに即時に対応できる体制づくり
- (3) 新たな支援を必要とする人々を含めたすべての人
への支援
- (4) 地域住民による見守りのための「声かけ、
あいさつ運動」の展開
- (5) 地域の中で「手伝ってほしいこと」と「手伝える
こと」をつなげる仕組みの構築

5. 連携のためのコーディネート機能の充実

- (1) 市社会福祉協議会の活動の支援
- (2) 地域福祉活動計画実施の支援
- (3) 関係諸機関との連携

1. 住民意識の高揚と地域活動への参加の推進

(1) 「よこすか福祉の輪市民会議」の設置

【課題】

社会福祉を限られた人だけのものではなく、地域住民全体のものとするため、地域社会のさまざまな生活課題を、共に暮らす地域全体で取り組む仕組みが求められています。

【解決のための施策】

それぞれの地域社会を健康で心のふれあう、安心して暮らせるまちにしていくために、住民自らができることを考え、行動できる環境づくりが必要です。

このため、各地域で行われている地域福祉活動についての情報交換や多様化するさまざまな課題を検討しあえる場として、市と市社会福祉協議会が協働して「よこすか福祉の輪市民会議」を設置し、市民会議委員の活動や成果を通して、各地域に地域福祉が浸透することを目指します。

また、住民と福祉活動を実践する人たちとの「福祉の輪のつどい」を開催して、福祉に対する住民意識を深め、福祉活動の輪を広げて地域の再生を図ります。

◇実施主体：さまざまな地域活動団体、ボランティア、企業、市社会福祉協議会・ボランティアセンター、市等によって構成し、福祉の輪市民会議の運営

(2) 地域活動への参加の推進

【課題】

共に生きるまちづくりを進めるためには、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合うことが求められていますが、実際に地域活動をしている人の高齢化が進んでいる一方で、活動の次世代への継承が進んでいません。団塊の世代が定年退職を迎え、どのように「地域デビュー」を果たすかが求められています。

【 解決のための施策 】

地域福祉を支える力として、住民一人ひとりが地域活動に参加することはたいへん重要です。このため、地域住民がボランティア活動などさまざまな地域活動に気軽に参加できる方策を進めます。特に団塊の世代を対象とした各種地域活動への参加のきっかけづくりを進めます。

また、地域福祉活動の担い手相互の協働の下に多種多様なニーズに対応できるように、市社会福祉協議会と共に、地域住民の活動が活発に行われるよう支援します。

参加を促進する動機づけの方策として、ボランティア登録の啓発、ポイント制度、表彰制度などについて検討します。

◇実施主体：地域	ボランティア登録、地域の実情に応じた地域活動への参加の工夫、住民同士の情報交換
市社協	ボランティア活動の実施の支援、シニア向け講座の実施
市	ボランティア活動経費の助成、関係団体との調整

(注)以下、実施主体中、市社会福祉協議会は「市社協」と、地区社会福祉協議会は「地区社協」と、社会福祉法人・施設は「施設」と、また、地域の方々すべての場合は「地域」とそれぞれ表記します。「地区社協」等の記載がない場合は、「地域」に含まれます。

(3) ボランティアセンターへの支援

【 課 題 】

それぞれの地域で人々が主体的に活動するための支援が求められています。

【 解決のための施策 】

より多くの住民が地域活動に参加できるように、活動の場や仕組みを充実させることが必要です。

すでにある市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会それぞれのボランティアセンターの機能の充実・強化を支援し、これらが「井戸端」や「灯台」の中心的役割を担うものとしていきます。

◇実施主体：地域	地区ボランティアセンターの人材登録、地区ボランティアセンターの積極的利用
市社協・地区社協	機能強化の検討
市	ボランティアセンター運営等活動経費の助成

(4) 福祉教育の充実

【 課 題 】

かつての家庭や地域が持っていた相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的つながりも希薄化している中で、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする気持ちを育むことが求められています。

【 解決のための施策 】

学校教育における「総合的な学習の時間」等の活用により福祉教育を充実するために、家庭や地域とのつながりや、支え合う社会づくりの意識を向上させる方策を関係機関と連携しながら検討します。

また、福祉体験の場となる施設等の受け入れ体制も整備することにより、子どもの中から福祉意識を育てる環境づくりを進めます。

◇実施主体：地域	日ごろから相手を思いやる環境づくり、実践
市社協	福祉体験受け入れ施設・団体との調整、体制の充実
市	福祉教育の充実、実施 福祉体験メニューの検討

「1. 住民意識の高揚と地域活動への参加の推進」の推進スケジュール

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
(1) 「よこすか福祉の輪市民会議」の設置	継続設置 (第2期)	設置 (第3期)		設置 (第4期)	
①「よこすか福祉の輪市民会議」の設置	→ ● → ● → ●				
②「福祉の輪のつどい」の開催	● 開催	● 開催	● 開催	● 開催	● 開催
(2) 地域活動への参加の推進					
①ボランティア登録、地域の実情に応じた参加の工夫、住民同士の情報交換	→ 実施				
②ボランティア活動の実施の支援、シニア向け講座の実施	→ 実施				
③ボランティア活動経費の助成、関係団体との調整	→ 実施				
(3) ボランティアセンターへの支援					
①センターの人材登録、積極的利用	→ 実施				
②機能強化の検討	→ 実施				
③センター運営等活動経費の助成	→ 実施				
(4) 福祉教育の充実					
①日ごろから相手を思いやる環境づくり	→ 実施				
②受け入れの調整、体制の充実	→ 実施				
③福祉教育の充実、実施、福祉体験メニューの検討	→ 実施				

2. 地域の人的資源の確保・育成

(1) 福祉人材の育成

【 課 題 】

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会での生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを、自らの問題として認識し、自らがサービスの在り方に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参加・参画していくことが求められています。

【 解決のための施策 】

県主催の地域福祉コーディネーター養成事業などを活用し、地域福祉活動の推進者の養成を積極的に働きかけます。

その後、受講者等を講師として各地域で講習会や出前トーク、地域福祉に関する研修会を開催し、福祉人材の育成を図ります。

◇実施主体：地域 地域福祉講習会、研修会の参加、出前トークの要請
市社協 地域での講習会を開催
市 県主催事業等への派遣、地域福祉に関する研修会等の実施

(2) 地域住民の経験・能力の活用

【 課 題 】

障害の有無、性別や年齢が異なることなどにかかわらず、すべての地域住民が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を保障することが求められています。

【 解決のための施策 】

高齢者、障害者はもちろんのこと、看護師・保育士などの資格やさまざまな特技を持ちながらそれを生かしていない人々も、その経験や能力を地域活動に生かす方策として、地域にある人材を発掘するとともに、地区ボランティアセンターに積極的に登録し、これを有効に活用できるように、その人材情報などのネットワーク化を推進します。

- ◇実施主体：地域 地域人材の発掘
市社協・市 地域人材の発掘への啓発活動、地区ボランティア
センター間の人材情報のネットワーク化の検討

(3) 地域ごとの生活課題を自ら解決するための方策の普及

【 課 題 】

住民が自らの地域の生活課題をとらえ、自らの手で解決する仕組みが求められています。

【 解決のための施策 】

地域住民が自らの地域の助け合いプランを策定し、それを実践するモデル事業を募集し、「地域福祉特区事業」として認定します。そしてその活動を支援します。

また、この成果や問題点などを前述の「福祉の輪のつどい」で積極的に発表し、地域に広めることにより、本計画の改定など今後の計画づくりへの反映を図ります。

- ◇実施主体：地域 地域の助け合いプラン策定事業の提案・実施、まち
づくりに関するワークショップなどへの積極的な参
加
市 実践への支援

「2. 地域の人的資源の確保・育成」の推進スケジュール

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
(1) 福祉人材の育成					
①地域福祉講習会、研修会の参加 出前トークの要請	実施				
②地域での講習会の開催	検討	実施			
③県主催事業等への派遣 地域福祉に関する研修会等の実施	実施				
(2) 地域住民の経験・能力の活用					
①地域人材の発掘	検討	実施			
②地域人材の発掘への啓発活動、 地区ボランティアセンター間の 人材情報のネットワーク化の 検討	実施				
(3) 地域ごとの生活課題を自ら 解決するための方策の普及					
①ワークショップなどへの参加	実施				
②地域の助け合いプラン策定事業 の提案・実施	実施				
③実践への支援	実施				

3. 地域の物的資源の活用

(1) 地域のコミュニケーションを活発にする「井戸端」づくり

【課題】

人間関係の希薄化を解消するために、地域住民相互の連帯や心のつながりと、そのために必要なシステムが求められています。

【解決のための施策】

住民同士のつきあいが深まるコミュニケーションの場として、「井戸端」づくりを進めます。

町内会・自治会、社会福祉施設等の協力を得て、将来的には、各町内会・自治会程度のエリア（市内に約360カ所）にそのような場ができるよう、まず、17の地区社会福祉協議会エリアごとに進めていきます。

たとえば、事業継承者がいないため廃業を検討している店舗を、地域の住民が買い物をする際の一時的な寄合や相談の場とすることにより、店主の見守りや地域のコミュニケーションが図られるよう、さまざまな社会資源の活用を考えます。

◇実施主体：地域	「井戸端」の開拓、運営
市社協	地区社協と連携した「ふれあいいきいきサロン」など地域に応じた具体的な「井戸端」の検討、運営
市	「井戸端」づくりの調整、支援方法の検討

(2) 地域福祉活動の拠点となる「灯台」の活用

【課題】

より活発な地域活動や地域での見守りが行える「灯台」として、活動に利用できる場所を増やすことが求められています。

【解決のための施策】

地域福祉の「灯台」の機能を担う拠点の一つとして、地区ボランティアセンターについては、開所日・時間、運用の拡大を図っていきます。

また、既存の公共・公益施設について、地域福祉活動への開放を進めます。なお、新たな公共施設の建設時には地域開放スペースの設置を積極的に検

討します。

◇実施主体：地域 「灯台」の開拓、運営、利用
市社協 地区社協の地区ボランティアセンターとの調整
市 公共・公益施設の利用についての調整

(3) 社会福祉法人・施設、地域作業所等のスペースと専門機能の活用

【 課 題 】

地域福祉活動の担い手の一つであり、大きな社会資源でもある社会福祉法人・施設や地域作業所等の積極的な参加・参画が求められています。

【 解決のための施策 】

地域にある社会福祉施設等は、地域福祉にとって、活動の場としてだけでなくその専門知識の活用を期待できる大きな資源と考えられます。

施設の社会化の観点から、施設等の地域住民への開放をお願いするとともに、職員の専門知識を活用して相談に応じたり、施設等が「井戸端」や「灯台」として機能するように検討します。また、場合によっては緊急避難の場所となるような方策を検討します。

◇ 実施主体：地域 積極的な活用、交流の参加
施設・市 施設の活用についての検討

「3. 地域の物的資源の活用」の推進スケジュール

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
(1) 地域のコミュニケーションを活発にする「井戸端」づくり					
①「井戸端」の開拓、運営	検討	実施			
②地区社協と連携した「ふれあいいきいきサロン」など地域に応じた具体的な「井戸端」の検討、運営	検討	実施			
③「井戸端」づくりの調整、支援方法の検討	検討	実施			
(2) 地域福祉活動の拠点となる「灯台」の活用					
①「灯台」の開拓、運営、利用	検討	実施			
②地区社協の地区ボランティアセンターとの調整	検討	実施			
③公共・公益施設の利用についての調整	検討	実施			
(3) 社会福祉法人・施設、地域作業所等のスペースと専門機能の活用					
①積極的な活用、交流の参加	検討	実施			
②施設の活用についての検討	検討	実施			

4. 地域住民の孤立化防止と地域のつながりの回復

(1) 地域の見守り機能の向上

【 課 題 】

地域住民が孤立したり、生活課題を抱えたときに、声を上げられる仕組みや発見する仕組みづくりが求められています。

【 解決のための施策 】

民生・児童委員や社会福祉推進委員等の研修や、行政との情報交換により、その専門能力の向上を図ります。

また、民生・児童委員や社会福祉推進委員、地区社会福祉協議会、社会福祉法人・施設等と行政との協働によって、適切なサービスがサービスを必要とする人に確実に届く仕組み（地域福祉の「灯台」の機能）を構築します。

このほか、地域の交番に身近な相談事の応対などのために配置されている交番相談員等、地域で活動しているさまざまな組織と連携した、地域の見守り機能を構築します。

◇実施主体：地域	地域のつながりの実践
市社協	社会福祉推進委員の役割・機能の検討、研修
市	民生・児童委員の研修、情報提供の仕組みづくり

(2) 住民ニーズに即時に対応できる体制づくり

【 課 題 】

地域住民が抱える生活課題を総合的かつ継続的に把握し、適切なサービスが提供される体制を身近な地域において構築することが求められています。

【 解決のための施策 】

市社会福祉協議会、社会福祉法人・施設、学校法人施設（幼稚園など）、民生・児童委員などとの協働体制を強化すると共に、地域包括支援センターなど地域福祉に関する総合相談窓口を各地域に設け、住民からの情報提供要請などに的確でわかりやすく対応する仕組みをつくります。

◇実施主体：地域	関係機関への情報提供
市	関係機関の連携強化とわかりやすい相談体制の確立

(3) 新たな支援を必要とする人々を含めたすべての人への支援

【課題】

貧困や失業に陥った人々、ホームレスの状態にある人々、在住外国人などが社会的に孤立することのない地域社会をつくり、すべての人の権利をさまざまな侵害から擁護していく地域住民の活動とシステムが求められています。

【解決のための施策】

新たな支援を必要とする人々を含め、すべての人が適切なサービスを受けられるよう、権利擁護等さまざまな事業や制度の創設・活用を検討し、前項の協働体制の強化とあわせて、すべての人を支援できるようにします。

◇実施主体：地域 権利侵害と権利擁護への理解、活動
市社協・市 支援のための事業等の創設・活用の検討

(4) 地域住民による見守りのための「声かけ、あいさつ運動」の展開

【課題】

ひとり暮らし高齢者をはじめ、昼間独りになる家庭や乳幼児と親だけになってしまう家庭など、地域の支え合いが必要な家庭が増加しています。

また、若年層を中心に、近所づきあいなどの地域とのつながりを望まない人が増えており、地域からの孤立化の予備軍となっています。このような地域のつながりの弱体化は、近年増加している「子どもが巻き込まれる重大犯罪」に歯止めがかけられない要因ともなっています。

地域住民がお互いに声をかけ合い、相互認識を高める仕組みづくりが求められています。

【解決のための施策】

地域住民がごみ出し時、買い物やバスの待ち時間などで、近所に住む者同士で気軽に声かけができるようになれば、お互いに知り合い、見守りや、助け合ったりすることができるようになります。

同じ地域に住む人が助け合える関係を広げ、近所の支え合いにつなげる「声かけ、あいさつ運動」を企画します。

そのために、市と市社会福祉協議会は、関係機関と調整し、全市的な運動の働きかけをしていきます。

◇実施主体：地域	近所で「声かけ、あいさつ運動」への参加
市社協	地区社協と連携し、近所で「声かけ、あいさつ運動」の企画、運動の展開
市	近所で「声かけ、あいさつ運動」の企画（「声かけ、あいさつ運動」強化月間等） 行政内部の施策調整、各種団体等への運動への働きかけ

(5) 地域の中で「手伝ってほしいこと」と「手伝えること」をつなげる仕組みの構築

【 課 題 】

地域住民は、地域の中でどのような支援が必要とされているのか分からなかったり、自分の「できること」が支援に結びつかないのではないかという不安を持ったりしています。そのためボランティアの登録が進まず、結果としてボランティアが十分に利用されていないという状況があります。困った時に、地域内で「手伝ってほしいこと」と「手伝えること」の双方の状況を把握できる仕組みが求められています。

【 解決のための施策 】

市と市社会福祉協議会は地区社会福祉協議会・地区ボランティアセンターと共に、ホームページ上の掲示板や町内会・自治会の回覧板等の媒体を利用するなど、地域内で住民自ら「手伝ってほしいこと」と「手伝えること」双方の状況把握に努め、気軽にボランティア活動につなげられるような仕組みを構築します。

地域住民は、上記で構築した仕組みを自発的に運用し、地域住民相互に取り組みができる関係を進めます。

◇実施主体：地域	市社協・地区社協が構築した地域内助け合いの仕組みを活用し、地域内の助け合い情報の提供や助け合い活動など地域住民相互の関係づくり（「ついでの買い物」など地域ごとの特徴を持ったお手伝い活動をキャンペーンとして実施）
市社協・市	ホームページ上の掲示板や町内会の回覧板等の媒体を利用した地域内助け合いの仕組みの構築。

「4. 地域住民の孤立化防止と地域のつながりの回復」の推進スケジュール

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
(1) 地域の見守り機能の向上					
①情報提供の仕組みづくり		→			
実施					
②社会福祉推進委員の役割等の検討		→			
実施					
③民生・児童委員、社会福祉推進委員の研修		→			
実施					
(2) 住民ニーズに即時に対応できる体制づくり					
①関係機関への情報提供		→			
実施					
②わかりやすい相談体制の確立		→			
検討		実施			
(3) 新たな支援を必要とする人々を含めたすべての人への支援					
①権利侵害と権利擁護への理解、活動		→			
実施					
②支援のための事業等の創設・活用の検討		→			
実施					
(4) 地域住民による見守りのための「声かけ、あいさつ運動」の展開					
①近所で「声かけ、あいさつ運動」への参加		→			
検討		実施			
②地区社協と連携し、運動の展開		→			
検討		実施			
③近所で「声かけ、あいさつ運動」の企画		→			
検討		実施			
(5) 地域の中で「手伝ってほしいこと」と「手伝えること」をつなげる仕組みの構築					
①地域内の情報提供や情報に基づく活動など地域住民相互の関係づくり		→			
検討		実施			
②ホームページ上の掲示板や町内会の回覧板等の媒体を利用した情報共有の仕組みの構築		→			
検討		実施			

5. 連携のためのコーディネート機能の充実

(1) 市社会福祉協議会の活動の支援

【課題】

市社会福祉協議会が地域福祉の要として、より充実した活動を展開することが求められています。

【解決のための施策】

市社会福祉協議会がこれまで培ってきた福祉活動の経験や実績を基盤に、地域福祉の要として幅広い活動を進められるよう、研修制度を充実し、市社会福祉協議会職員の育成を支援します。

◇実施主体：市社協・市 研修制度の充実

(2) 地域福祉活動計画実施の支援

【課題】

地域福祉活動計画と地域福祉計画との連携を図り、本市の地域福祉を着実に推進することが求められています。

【解決のための施策】

地域福祉推進の両輪となる地域福祉活動計画と本計画との整合性を図りながら、市社会福祉協議会の年次活動を支援します。

◇実施主体：市社協・市 計画実施に関する調整

(3) 関係諸機関との連携

【課題】

地域福祉の推進にあたっては、協力を必要とする機関、団体等への積極的な働きかけが求められています。

【 解決のための施策 】

健康福祉部を中心に、行政内部の連絡調整や関係諸機関への協力依頼等について積極的に推進します。

◇実施主体：市 関係諸機関との連絡調整、支援

「5. 連携のためのコーディネート機能の充実」の推進スケジュール

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
(1) 市社会福祉協議会の活動の支援					
①研修制度の充実	→				
	実施				
(2) 地域福祉活動計画実施の支援					
①計画実施に関する調整	→				
	実施				
(3) 関係諸機関との連携					
①関係諸機関との連絡調整、支援	→				
	実施				

第5章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくためには、住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手として福祉に対する意識や関心を高めることが重要です。そのためには、互いに連携や協力しあえる社会的な環境をつくり、それぞれが活動に参加・参画していくことが求められます。

第4章でとりあげた「よこすか福祉の輪市民会議」は、こうした気運の醸成を期待するものであり、将来的にそれぞれの地域が自らの地域に合った計画を策定できるほどに地域福祉が進展することが望ましいと考えます。

また、行政は計画の実現に向けて、本来なすべき施策はもちろん、タテ割り部局間の枠を越えて連携しながら、関係団体や機関との協働、支援を行う一方、計画の進捗状況について定期的な進行管理や評価を実施する必要があります。

そこで、本計画の進行管理は、横須賀市社会福祉審議会において行うこととします。

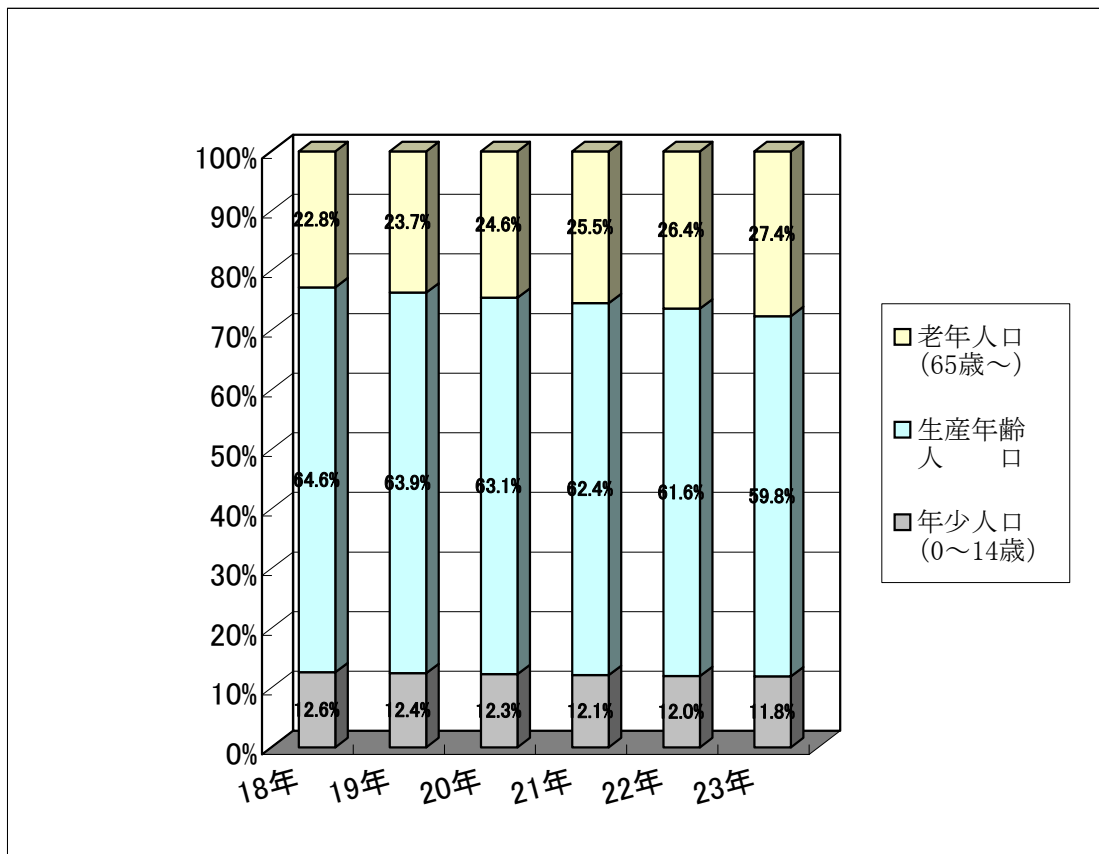
資 料 編

1. 本市の状況

年齢区分別人口及び人口比率見込

年齢区分 年	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口		老年人口 (65歳～)		総人口
	人口	率	人口	率	人口	率	
平成18年	53,800	12.6%	275,756	64.6%	97,468	22.8%	427,024
平成19年	52,991	12.4%	271,928	63.9%	100,958	23.7%	425,877
平成20年	52,182	12.3%	268,100	63.1%	104,448	24.6%	424,730
平成21年	51,369	12.1%	264,267	62.4%	107,947	25.5%	423,583
平成22年	50,412	12.0%	259,940	61.6%	111,384	26.4%	421,736
平成23年	49,404	11.8%	250,964	59.8%	114,801	27.4%	419,657

※ 平成15年(2003年)10月1日現在の推計人口を基に試算



「横須賀市の将来推計人口」(横須賀市都市政策研究所)により作成

県内19市の少子高齢化の状況（平成17年1月1日現在）

0～14歳人口比率（％）		65歳以上人口比率（％）	
南足柄市	14.6	逗子市	24.4
伊勢原市	14.4	鎌倉市	23.8
海老名市	14.4	三浦市	23.2
綾瀬市	14.4	横須賀市	20.2
藤沢市	14.3	小田原市	19.4
相模原市	14.3	南足柄市	19.1
厚木市	14.3	茅ヶ崎市	17.4
座間市	14.3	平塚市	16.7
茅ヶ崎市	14.1	横浜市	16.3
大和市	14.1	藤沢市	16.0
平塚市	13.8	秦野市	15.1
横浜市	13.7	伊勢原市	14.6
小田原市	13.7	大和市	14.4
川崎市	13.4	綾瀬市	14.3
秦野市	13.3	川崎市	14.2
横須賀市	13.0	相模原市	13.9
逗子市	12.3	座間市	13.9
三浦市	12.1	海老名市	13.4
鎌倉市	11.5	厚木市	12.9

神奈川県年齢別人口統計調査により作成

本市の高齢者世帯の状況

区分	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)
総世帯数	126,542世帯	130,202世帯	139,018世帯	147,587世帯	155,632世帯	160,610世帯
一世帯当たり人員	3.33人	3.17人	3.01人	2.85人	2.68人	2.57人
高齢者のいる世帯数	25,632世帯	30,608世帯	36,156世帯	43,905世帯	52,959世帯	60,967世帯
(総世帯数に対する割合)	(20.3%)	(23.5%)	(26.0%)	(29.7%)	(34.0%)	(38.0%)
高齢単身世帯	2,719世帯	3,650世帯	5,254世帯	7,566世帯	10,998世帯	13,659世帯
(総世帯数に対する割合)	(2.1%)	(2.8%)	(3.8%)	(5.1%)	(7.1%)	(8.5%)
(高齢者世帯数に対する割合)	(10.6%)	(11.9%)	(14.5%)	(17.2%)	(20.8%)	(22.4%)
夫婦のみ世帯	4,472世帯	6,255世帯	8,638世帯	11,924世帯	15,981世帯	19,292世帯
(総世帯数に対する割合)	(3.5%)	(4.8%)	(6.2%)	(8.1%)	(10.3%)	(12.0%)
(高齢者世帯数に対する割合)	(17.4%)	(20.4%)	(23.9%)	(27.2%)	(30.2%)	(31.6%)
同居世帯	18,441世帯	20,703世帯	22,264世帯	24,415世帯	25,980世帯	28,016世帯
(総世帯数に対する割合)	(14.6%)	(15.9%)	(16.0%)	(16.5%)	(16.7%)	(17.4%)
(高齢者世帯数に対する割合)	(71.9%)	(67.6%)	(61.6%)	(55.6%)	(49.1%)	(46.0%)

※本表で、「世帯」とは一般世帯をいい、施設等の世帯を含まない

国勢調査（各年10月1日）により作成

地区概況1(地区の規模～人口・世帯数)

(平成18年2006年4月1日 現在)

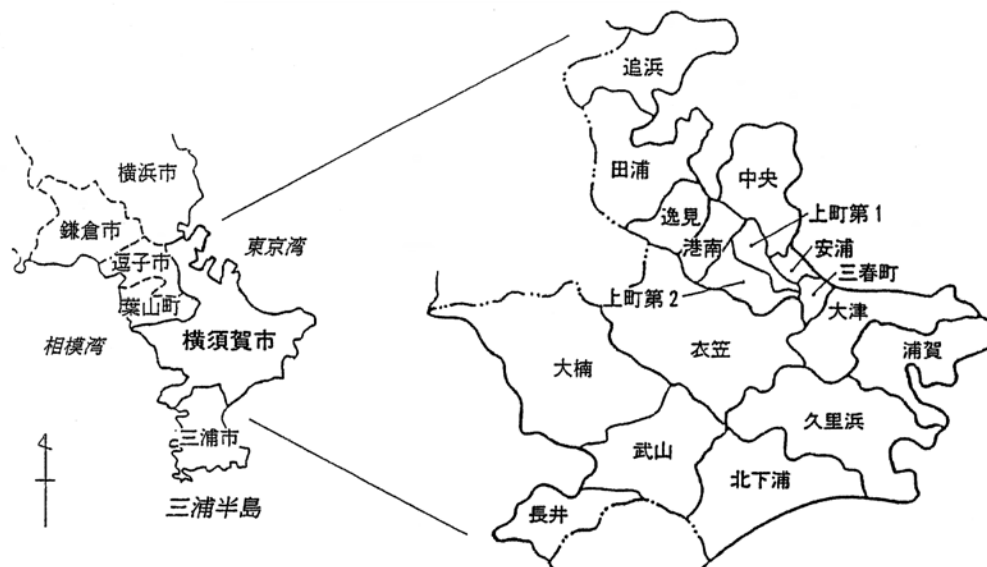
No	地区名	世帯数	人 口							町内会・自治会数 (箇所)	民生委員・主任児童委員数(定数)・主任児童委員数(人)	社会福祉推進委員数(定数)・委員数(人)
			人口総数(人)	年少人口		生産年齢人口		老年人口				
				0～14歳(人)	構成比(%)	15～64歳(人)	構成比(%)	65歳～(人)	構成比(高齢化率)(%)			
1	港 南	5,152	12,631	1,306	10.34	7,931	62.79	3,394	26.87	15	27	131
2	中 央	4,238	9,014	1,327	14.72	5,982	66.36	1,705	18.92	7	17	55
3	安 浦	3,512	8,869	1,555	17.54	5,911	66.65	1,403	15.82	7	15	42
4	三春町	3,832	8,916	850	9.53	5,753	64.53	2,313	25.94	8	16	65
5	上町第1	4,520	10,579	1,013	9.57	6,565	62.06	3,001	28.37	12	19	108
6	上町第2	6,594	15,984	1,543	9.65	9,837	61.54	4,604	28.80	11	27	135
7	追 浜	12,541	30,350	3,329	10.97	19,847	65.39	7,174	23.64	39	45	145
8	田 浦	7,163	19,885	2,265	11.39	13,039	65.57	4,581	23.04	18	28	108
9	逸 見	4,072	12,707	1,276	10.04	8,833	69.51	2,598	20.45	11	16	91
10	衣 笠	24,971	63,937	8,197	12.82	41,497	64.90	14,243	22.28	32	80	257
11	大 津	15,863	42,583	5,452	12.80	28,359	66.60	8,772	20.60	31	41	149
12	浦 賀	19,013	51,351	7,326	14.27	33,292	64.83	10,733	20.90	48	71	251
13	久里浜	20,871	54,926	7,591	13.82	36,982	67.33	10,353	18.85	29	64	178
14	北下浦	13,148	35,407	5,222	14.75	23,887	67.46	6,298	17.79	43	32	100
15	武 山	8,010	23,532	3,359	14.27	15,883	67.50	4,290	18.23	19	23	68
16	長 井	3,289	9,359	1,283	13.71	5,958	63.66	2,118	22.63	16	15	42
17	大 楠	4,812	13,233	1,603	12.11	8,575	64.80	3,055	23.09	10	17	46
	計	161,601	423,263	54,497	12.88	278,131	65.71	90,635	21.41	356	553	1,971

(横須賀市社会福祉協議会調べ)

※1) 世帯数・人口(人口総数・年少人口・生産年齢人口・老年人口)は、平成18年(2006年)4月1日現在「町丁字別住民基本台帳登録人口」(横須賀市総務部総務課統計係)を推計人口に案分算出。

※2) 安浦、上町第1、上町第2、衣笠地区の人口・世帯数・高齢化率については、一つの町丁が複数の地区に分かれて属しているため、民生委員の担当区域に基づき案分算出。

地区概況2(地区社協別地域区分)



No.	地区名	地区の範囲
1	港南	坂本町/汐入町
2	中央	稲岡町/大滝町/小川町/新港町/泊町/日の出町/本町/緑が丘/米が浜通/若松町
3	安浦	安浦町/平成町/*深田台85~90/*田戸台91~92/*富士見町1丁目1
4	三春町	三春町
5	上町第1	上町(3丁目以外)/*上町3丁目1~3,4の一部,8の一部,9の一部,10の一部,11~20,22~41,45の一部/*公郷町6丁目17の一部/*田戸台1~38,41~57,61の一部,62,63,65~83,85~89/*深田台1~47,54~84,91~94/*富士見町1丁目2~65/*富士見町2丁目1~23,24の一部,25~67,70の一部,71の一部,72
6	上町第2	不入斗町/*上町3丁目4の一部,5~7,8の一部,9の一部,10の一部,42~44,45の一部,46~57/佐野町/汐見台/*田戸台39,40,58~60,61の一部/鶴が丘/*富士見町2丁目24の一部,68,69,70の一部,71の一部/富士見町3丁目/平和台/望洋台
7	追浜	追浜行政センターの管轄範囲
8	田浦	田浦行政センターの管轄範囲
9	逸見	逸見行政センターの管轄範囲
10	衣笠	衣笠行政センターの管轄範囲 *公郷6丁目17の一部(上町第1地区)を除く
11	大津	大津行政センターの管轄範囲
12	浦賀	浦賀行政センターの管轄範囲
13	久里浜	久里浜行政センターの管轄範囲
14	北下浦	北下浦行政センターの管轄範囲
15	武山	太田和/須軽谷/武/林/御幸浜/山科台
16	長井	長井
17	大楠	秋谷/芦名/荻野/佐島/長坂/子安/湘南国際村

※1) 出典:『民生委員児童委員名簿』(平成16年12月1日調製/横須賀市)の「担当区域又は事項」欄

※2) 「*」は一つの町丁が複数の地区に分かれて属していることを表す。

地区概況3-1(福祉施設等設置状況)

No.	地区名	老人福祉センター・老人憩いの家 定員	点字図書館	青少年会館・みんなの家(青少年自然の家含む)	学童クラブ	隣保館	児童相談所	子育て支援センター	ファミリー・サポート・センター	地域就労援助センター	保健所	健康増進センター	健康福祉センター	介護老人保健施設	認知症専門定員 入所定員	通所定員	訪問看護ステーション	在宅介護支援センター	高齢者福祉施設											
																			養護老人ホーム 定員	特別養護老人ホーム 定員	デイサービス施設	軽費老人ホーム(ケアハウス) 定員	認知症高齢者グループホーム 定員							
1	港南			1	1																1		1	7						
2	中央	1	100		1		1	1	1	1								1	2			2								
3	安浦				1																	1								
4	三春町				1													1	1			2		2	27					
5	上町第1		1	1	2																									
6	上町第2				1																				1	18				
7	追浜			1	4													3	1			3		3	34					
8	田浦	1	100	1	2	1							1					1	1			3		1	8					
9	逸見			1							1	1	1								2	200	2		1	18				
10	衣笠	2	150	4	3	1								2	150	30	5	5			1	72	3	406	8	1	100	12	185	
11	大津			1	6													1	1			1	100	8	1	20	4	62		
12	浦賀	1	100	2	3									1	100	25		1				2	200	4			6	78		
13	久里浜			1	4								1	1	100	32	1	1					5			4	53			
14	北下浦	1	100	1	4									1	100	30	1	4			1	50	2	270	6			6	67	
15	武山			1	2									2	292	45	2	4				4	274	5	1	50	2	36		
16	長井				1																	1	103	1						
17	大楠	1	100	1	1								1	1	150	40	40	2	1			2	183	4			1	8		
計		7	650	1	16	37	2	1	1	1	1	1	1	4	8	892	40	202	18	24		2	122	17	1,736	55	3	170	44	601

※出典：『横須賀市の健康福祉 平成18年度(2006年度)の概要』(横須賀市健康福祉部健康福祉総務課)

※学童クラブは、横須賀市より補助金を受けている所(横須賀市子ども育成部子育て支援課掌握)とする。

地区概況3-2(福祉施設等設置状況)

No.	地区名	障害者福祉施設・作業所等																																
		内部障害者更生施設 定員	肢体不自由者更生援護施設 定員	身体障害者療護施設 定員	身体障害者通所授産施設 定員	身体障害者デイサービス施設 定員	知的障害者更生施設(入所) 定員	知的障害者更生施設(通所) 定員	知的障害者授産施設(通所) 定員	知的障害者デイサービス施設 定員	肢体不自由児通園施設 定員	児童デイサービス事業 定員	知的障害児施設 定員	精神障害者小規模通所授産施設	障害者地域作業所(身体障害者)	障害者地域作業所(知的障害者)	障害者地域作業所(精神障害者)	身体障害者グループホーム 定員	知的障害者グループホーム 定員	精神障害者グループホーム 定員	障害者地域活動センター													
1	港南												1	1		1																		
2	中央															2	1																	
3	安浦														1																			
4	三春町														1				1	4														
5	上町第1									1	40	1	30																					
6	上町第2														3		1	4																
7	追浜														1																			
8	田浦					1										2					1													
9	逸見	1	60	1	60											2																		
10	衣笠							1	50	1	30				3	3	1		6	26	1	6												
11	大津							1	50		1				1	1			1	4														
12	浦賀			1	50		1		1	30					2				1	4														
13	久里浜					1	30								4	4																		
14	北下浦					1	120	2	45	1	60			1	40				2	9	2	12												
15	武山					2	110	2	23	1	40				1	1			3	12														
16	長井					1	40	1	10						1				1	4														
17	大楠							1	40										2	8														
計		1	60	1	60	1	50	1	30	2	4	270	9	248	3	130	1	1	40	1	30	1	40	1	7	17	13	1	4	17	71	3	18	1

地区概況3-3(福祉施設等設置状況)

No.	地区名	児童福祉施設						その他
		保育所		児童養護施設		母子生活支援施設		幼稚園
		定員		定員		定員		
1	港南						1	
2	中央	2	51				3	
3	安浦	2	89					
4	三春町	1	60				2	
5	上町第1	1	90				3	
6	上町第2	4	375				2	
7	追浜	3	227				4	
8	田浦	3	300				1	
9	逸見	2	129					
10	衣笠	7	496	1	85	1	20	5
11	大津	2	205					5
12	浦賀	2	240					4
13	久里浜	6	517					3
14	北下浦	2	285					3
15	武山	3	239					2
16	長井	2	240					
17	大楠	1	45					1
	計	43	3,588	1	85	1	20	39

地区概況4(特殊学校・学級)

No.	地区名	小学校						中学校			高等学校	養護学校			ろう学校				
		特殊学級						特殊学級				知的	知的	知的	聴覚言語				
		知的	情緒	病弱	聴覚言語	視覚	相談	知的	情緒	相談									
1	港南	2	1	1			1	1	3	1	1								
2	中央	3(1)					1		3(2)	1	1		3(3)						
3	安浦																		
4	三春町	1	1	1															
5	上町第1	1																	
6	上町第2	2	1	1															
7	追浜	4	2	2					2	1	1		1						
8	田浦	2	1	1					1	1	1								
9	逸見	3	1	1															
10	衣笠	7	4	3					4	2	2	1	3(1)			1	幼小中高		
11	大津	6	2	2					2	1	1		1						
12	浦賀	5	2	1					3	2	1								
13	久里浜	5	1	1	1	1			3	2	1	1	3	1	小中				
14	北下浦	4	3	3					3	2	2		1	1	幼小				
15	武山	2	1	1					1	1				1	高	小中高			
16	長井	1	1	1					1	1	1								
17	大楠	2	1	2					1				2						
	計	50(1)	22	21	1	2	1	1	27(2)	15	12		14(4)	3	-	-	-	1	-

※1) 出典:『障害者福祉の手引き—平成17年度(2005年度)版—』(横須賀市健康福祉部障害福祉課)

※2) 小学校・中学校・高等学校の()の数字は、うち私立学校を表す。

※3) 網かけ数字は、普通学級を含むすべての学校の数を表す。

地区社協組織・運営体制1(役員構成)

No.	地区名	町内会・自治会	民生委員児童委員(主任児童委員を含む)	社会福祉推進委員	保護司	青少年育成団体・青少年育成推進員	体育関係団体・体育指導委員	社会福祉施設	医療関係者	障害者地域作業所	学校・PTA	婦人会	老人クラブ	ボランティア	赤十字奉仕団	消防関係者	クリーン委員	行政関係機関	県・市議会議員	学識経験者	民間企業	その他・一般	役員数	任期
1	港南	14	29	3	5						3								2				56	2
2	中央	6	17																		3	4	30	2
3	安浦	11	8	30																			49	2
4	三春町	9	16	15																		2	42	2
5	上町第1	3	9	2																		3	17	2
6	上町第2	5	10	13	1	4	1			1	2											1	38	3
7	追浜	6	3		1				2									1			3	7	23	2
8	田浦	18	28	22	1			1			4				1							10	85	3
9	逸見	11	16		2													1	1			4	35	2
10	衣笠	1	7	7	3			2			2				1			1				4	28	2
11	大津	4	4	5				3			2							1				1	20	2
12	浦賀	5	6		1							1						1		1			15	2
13	久里浜	6	10	7	1					1	2			6				1					34	2
14	北下浦	10	7	2	2						2							2				1	26	2
15	武山	5	6	1				1							1			1				9	24	2
16	長井	2	7	2	1		1	2			2	1				1		1				2	22	2
17	大楠	9	4	2									1					1	1			4	23	2

※1) 出典:『平成18年度地区社協役員名簿』

※2) 網かけ数字は、会長の選出組織・団体を表す。

※3) 一人で複数の役職を担っている場合は、いずれか一つの役職に分類。

地区社協組織・運営体制2(専門部会・委員会等設置状況)

平成18年度(2006年度)現在

No.	地区名	区分及び専門部会・委員会等の名称									
		総合(総務)	高齢者福祉	障害者福祉	児童福祉・青少年育成	広報	社会福祉推進委員の組織化	ふれあいお弁当	ボランティア	地区VC運営委員会	その他
1	港南		在宅福祉部会		児童福祉部会	広報部会			ボランティア部会	○	
2	中央	企画渉外委員会(小委員会)	高齢者部会		児童福祉部会	広報部会	推進委員連絡会	ふれあいお弁当部会	ボランティア検討部会	○	
3	安浦									○	
4	三春町		高齢者福祉部会	障害者(児)福祉部会	児童福祉部会	広報部会	社会福祉推進委員連絡会	ふれあいお弁当事業部会	ボランティアセンター部会	○	
5	上町第1		高齢者福祉部	障害者(児)福祉部	児童福祉部	広報部	推進委員部			○	
6	上町第2	総合部会	高齢者福祉部会	障害者福祉部会	児童福祉部会	広報部会	推進委員連絡部会	配食事業部	ボランティア部会	○	緊急融資部
7	追浜		高齢者部会		児童福祉部会	広報部会		ふれあいお弁当部会	ボランティア総合部会	○	学習部会
8	田浦		高齢者部会	障害者(児)部会	児童部会	広報部会				○	
9	逸見	企画事業部(事業班)				企画事業部(広報班)		ふれあいお弁当事業部		○	
10	衣笠	総務部会	高齢者部会	心身障害者部会	子育て支援部会 青少年育成部会	広報部会		ふれあいお弁当部会	ボランティア部会	○	
11	大津		高齢者福祉部会	障害者福祉部会	児童福祉部会	広報部会	地域福祉連絡会			○	
12	浦賀	総務部会	高齢者福祉部会	障害者(児)福祉部会	児童福祉部会	広報部会		ふれあいお弁当部会	ボランティア部会	○	福祉なんでも相談室部会
13	久里浜		高齢者部門		児童部門	広報部門	社会福祉推進委員連絡会	ふれあいお弁当部門	ボランティアセンター部門	○	ふれあいいきいきサロン部門
14	北下浦	総合部会	高齢者福祉部会	障害児者福祉部会	児童福祉部会	広報部会	社会福祉推進委員連絡会			○	
15	武山	総務部会	高齢者部会	心身障害者部会	青少年児童部会	広報部会	推進委員部会	ふれあいお弁当部会	ボランティア部会	○	
16	長井		高齢者部会	障害者部会	児童部会	広報部会	社会福祉推進委員部会			○	
17	大楠					広報委員会				○	

(横須賀市社会福祉協議会調べ)

※VC＝ボランティアセンター

※一つの専門部会・委員会が複数の区分にわたって役割を担っている場合は、いずれか一つの区分に分類。

※一つの区分において複数の専門部会・委員会を設けている場合は、一つの区分内に分類。

地区社協活動一覧1

平成17年度(2005年度)実績

No.	地区名	組 織 強 化 活 動									在 宅 福 祉 活 動					
		総会	役員会	専門部会・委員会	役員・会員研修	社会福祉推進委員の組織化	会費・会員制度(住民・団体会員制)	自主財源の確保(バザー等事業収益)	基金・積立金	事務局の自主運営	ふれあいお弁当事業	配食サービス	要援護世帯見守り・慰問・訪問	車いす貸出	サロン活動(ふれあい・いきいきサロン)	サロン活動(子育てサロン)
1	港 南	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○
2	中 央	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
3	安 浦	○	○							○	○	○	○	○		○
4	三 春 町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
5	上 町 第1	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○
6	上 町 第2	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
7	追 浜	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
8	田 浦	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
9	逸 見	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○		○
10	衣 笠	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○	○	○
11	大 津	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
12	浦 賀	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○	○	○
13	久 里 浜	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
14	北 下 浦	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○
15	武 山	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○
16	長 井	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○
17	大 楠	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○	○	○
実施地区数		17	17	16	15	10	15	1	15	8	17	17	17	17	8	17

(横須賀市社会福祉協議会調べ)

地区社協活動一覧2

平成17年度(2005年度)実績

No.	地区名	交 流 活 動								ボランティア活動の推進					
		高齢者		障害者		児童・ひとり親世帯		その他一般		地区VC設置・運営	相談員(コーディネーター)の配置	相談活動・需給調整	ボランティアの組織化	ボランティア講座・研修会・懇談会	ボランティア広報紙発行
		ふれあい交流行事	懇談会	ふれあい交流行事	懇談会	ふれあい交流行事	懇談会	ふれあい交流行事	懇談会						
1	港 南	○				○				○	○	○			
2	中 央	○				○				○	○	○		○	
3	安 浦	○		○						○	○	○			
4	三 春 町	○				○				○	○	○			○
5	上町第1	○				○	○			○	○	○		○	
6	上町第2	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○	○
7	追 浜	○		○		○				○	○	○			○
8	田 浦	○		○		○				○	○	○			
9	逸 見	○				○				○	○	○		○	
10	衣 笠	○				○		○		○	○	○		○	
11	大 津	○		○		○				○	○	○	○	○	○
12	浦 賀	○		○		○		○	○	○	○	○		○	○
13	久 里 浜	○				○				○	○	○	○	○	
14	北 下 浦	○		○						○	○	○		○	○
15	武 山	○		○		○		○		○	○	○		○	
16	長 井					○				○	○	○		○	
17	大 楠									○	○	○		○	○
実施地区数		15	0	8	0	14	2	4	2	17	17	17	2	12	7

地区社協活動一覧3

平成17年度(2005年度)実績

No.	地区名	広報・啓発活動				調査活動				助成	その他				
		広報紙発行	福祉講演会・講座・講習会等	作品等展示会	福祉標語等コンクール	高齢者	障害児・者	児童・ひとり親世帯	その他・一般		他団体への助成	地域行事への参加・協力	福祉施設等行事への参加・協力	共同募金運動への協力	日赤募金運動への協力
1	港 南	○									○		○	○	○
2	中 央	○									○		○	○	○
3	安 浦										○		○	○	○
4	三 春 町	○	○		○						○		○	○	○
5	上町第1	○								○	○	○	○	○	
6	上町第2	○	○							○	○	○	○	○	
7	追 浜	○								○	○	○	○	○	○
8	田 浦	○	○							○	○	○	○	○	○
9	逸 見	○	○							○	○		○	○	
10	衣 笠	○		○				○		○	○		○	○	○
11	大 津	○	○		○					○	○	○	○	○	○
12	浦 賀	○	○							○	○	○	○		
13	久 里 浜	○	○							○	○		○	○	
14	北 下 浦	○								○	○	○	○	○	
15	武 山	○								○	○	○	○		
16	長 井	○								○	○	○	○		
17	大 楠	○	○							○	○	○	○		
実施地区数		16	8	1	2	0	0	1	0	13	17	10	17	13	8

2. よこすか福祉の輪市民会議 活動経過

1 よこすか福祉の輪市民会議

第1期（平成16年8月13日～平成18年7月2日）

- (1) 平成16年8月13日設置
- (2) 推薦（町内会、地区社協等地域活動団体）、公募による市民委員約100人で構成
- (3) 事務局 健康福祉総務課、市社会福祉協議会
- (4) 4つのテーマ別グループによる検討・活動（各グループが毎月1回開催）
 - ①福祉の輪のつどい：イベント等コミュニケーションの輪を広げる方策の検討、
推進
 - ②地域福祉活動の活性化：福祉に対する関心を高め充実した活動方策の検討、推進
 - ③地域福祉特区：地域活動のモデルとなる事業の募集、支援、推進
 - ④井戸端の設置：地域コミュニケーションを活発にする「井戸端」の設置の検討、
推進

第2期（平成18年7月3日～）

- (1) 推薦（町内会、地区社協等地域活動団体）、公募による市民委員102人で構成
- (2) 当面、3つのグループを編成し、それぞれのテーマで検討

[各グループの検討内容]

- ①「福祉の輪推進」検討グループ
 - ・福祉の輪のつどいなどイベントの企画・実施
 - ・活動PR用ちらし作成・配布
 - ・出前トークの企画・実施
 - ・地域福祉特区事業の支援・公募・審査 など
- ②「地域課題」検討グループ
 - ・地域別（行政センター・本庁）検討部会の運営
 - ・課題（介護予防、子育て等）への支援
 - ・地域活動の活性化
 - ・潜在的な福祉ニーズと支援 など
- ③「灯台・井戸端」検討グループ
 - ・井戸端づくりの推進（モデル地区認定、PR、事例集作成など）
 - ・灯台づくりの推進（イメージの作成と具現化に向けて、モデル灯台選定など）
 - ・地域の福祉施設、学校、企業（商店街）との連携 など

2 よこすか福祉の輪のつどい

第1回

- (1) 平成17年1月27日、市総合福祉会館にて開催
- (2) ○事例紹介
 - ・鴨居みかん台自治会（わんわんパトロールなど幅広い地域活動）
 - ・アンガージュマンよこすか（ひきこもり対策、商店街活性化）○パネルディスカッション
 - ・コーディネーター（県立保健福祉大学社会福祉学科教授）
 - ・パネラー（市民会議メンバー4人、事例紹介者2人）○井戸端会議（自由参加の茶話会）
- (3) 参加者330名

第2回

- (1) 平成17年10月22日、市総合福祉会館にて開催
- (2) 「地域に活かそう！男性パワー」をテーマに、パネルディスカッション、グループ討議
- (3) 参加者111人

第3回

- (1) 平成18年11月4日、市総合福祉会館にて開催
- (2) 「考えよう！すこやか子育て 食べること！」をテーマに、県立保健福祉大学栄養学科助教授による講演、グループ討議
- (3) 参加者101人

3 若者も参加しよう！福祉のつどい

- (1) 平成17年7月30日、市総合福祉会館にて開催
- (2) 中学生、高校生、大学生のボランティア体験発表に続き、発表者・一般参加者・市民会議のメンバーも含めて福祉に対する考え方、思い、意見を交換
- (3) 参加者130人

4 よこすか福祉の輪市民会議活動報告会

平成16年度

- (1) 平成17年4月27日市総合福祉会館にて開催
- (2) 各グループからこれまでの活動報告
- (3) 意見交換

平成17年度

- (1) 平成18年4月26日市総合福祉会館にて開催
- (2) 各グループからこれまでの活動報告
- (3) 意見交換

3. 「地域福祉特区事業」認定経過

「地域福祉特区」事業

住民が地域の中で支え合い、助け合う地域福祉活動の実践や検討などの取り組みを、「地域福祉特区」事業と位置づけて支援する。市内のほかの地域にも広がることを期待できる先進的なモデル事業として募集する。

17年度

- (1) 平成17年4月1日から5月2日にかけて公募。7事業（団体）から応募。
- (2) よこすか福祉の輪市民会議・地域福祉特区グループによる審査委員会の審査を経て、次の3事業に決定。
 - ・介護予防につながるだれでもできる体操の普及
実施団体：北下浦地区フリフリグッパ―体操を広める会
 - ・井戸端会議など地域の中で支えあうボランティア活動の実施
実施団体：みかん台ボランティア会
 - ・平成町地域においてシニアや障害を持つ人向けのパソコン相談会、ミニ講習会の開催
実施団体：三浦半島パソコンサポートネット

18年度

- (1) 平成18年4月3日から5月2日にかけて公募。4事業（団体）から応募。
- (2) よこすか福祉の輪市民会議・地域福祉特区グループによる審査委員会の審査を経て、次の2事業に決定。
 - ・福祉コミュニティ 湘南たかとり福祉村
湘南鷹取1～6丁目居住者で会員登録（入会金・会費なし）した高齢者、障害者（福祉村会則の表記は「障がいのある人」）、子育て中の親、病弱の人などに対し、同じく会員登録した支援者が有償（680円／時間、事務局維持費180円を含む）で家事・育児に関する生活支援サービスを行う。
実施団体：湘南たかとり福祉村
 - ・地域による子育て支援、異世代との交流
毎週金曜日に久里浜台自治会館で乳幼児とその母親を対象に、(1)親子交流・情報交換会、(2)リトミック（参加費300円／回が必要）、(3)人形劇や講演等の事業を通して子育て支援を行う。(1)第1・第3金曜日11:00～13:30、(2)第2金曜日10:30～12:00、(3)第4金曜日10:30～12:00
実施団体：久里浜台「キューピーくらぶ」

4. 市民アンケートの内容と調査結果

1 調査対象について

(1) 調査対象者の内訳

発送数 2,300 部	民生委員	550 名
	民生委員による聞き取り者	550 名
	無作為抽出市民	1,000 名
	その他の市民（イベント等参加者等）	200 名

回答数 1,424 部 （回答率 61.9%）

本調査は、地域のニーズを知るために行うものであり、地域課題を把握している民生委員を調査対象とすることは重要である。地区ボランティアセンター・地区社会福祉協議会の周知度については、民生委員としては明らかであるので、この項目分は除いて集計するなどの操作を行うこととする。

地域別分類を必要な項目ごとに行うことで調査結果を分析することができる。

(2) 調査対象者の性別

横須賀市の総人口における性別人口比は、平成 17 年 10 月の国勢調査速報値では男 50.2 対女 49.8 となっている。

本調査は高齢者への聞き取り調査者が多かったこと、民生委員そのものの回答から女性も多いことで、女性の回答が 63.3%となった。

(3) 調査対象者の年齢

無作為抽出市民の年齢は年齢による偏りは見られないが、民生委員による聞き取り者は高齢者に偏った傾向が見られた。

(4) 調査対象者の地域

調査対象者への居住地域への発送時では偏りはないものであったが、回答による偏りとしては、地域別居住人口の割合からみると、浦賀（12.3%→13.3%）が若干多く、衣笠地区（15.3%→12.7%）が若干少なくなっている。他の地区では居住人口割合と回答数割合とでは大きな違いはなかった。

2 調査内容について

Q 1 近所付き合いについての調査

Q 1 - 1 近所付き合いの状況を「1.一部の家とは身内同様の付き合い」から「4. 特にしていない」まで、段階的に付き合いの度合いが少ないものの回答項目としている。

結果は、「1. 一部身内同様」が 26%、「2. 世間話する程度」47%、「3. 挨拶を交わす程度」が 22%、「4. 特にしてない」が 3%となった。「2.」と「3.」の違いはあまりないようであるが、「4. 特にしてない」が 3%に達している。

- Q 1 - 2 「特にしてない」人に近所づきあいをしていない人の困りごとを聞く調査であるが、「困ることがある人」は約9%で、89%が「特に困らない」という回答であった。
- Q 1 - 3 その困ることがあるという具体的内容は、3件あった。
- Q 1 - 4 困ることがない方の具体的内容は、33件あった。
- Q 1 - 5 大規模な自然災害などの緊急時に必要な情報（親族への連絡先等）を地域では誰が把握しておいたらいいと思う設問は（複数回答可）
「1. 町内会・自治会の役員」が63%、「2. 民生委員・社会福祉推進委員」が43%、「3. 近所の人」が51%であり、「4. 地域では必要ない」の6%を大きく差をつけている。地域での連絡・支え合いの必要性を意識している。「遠い親戚より近くの他人」という意識の変化といえる。

- ・近所付き合いの地域ごとに分布が出ているかを、地域ごとの集計を別に行うこととする。
- ・近所付き合いがないことで困らないという人にどう対応するかが今後の検討材料となる。

現計画該当部分—第2章2（地域がかかえる問題）(1)生活課題を持つ人

第3章2（計画の目標）(1)住民意識の高揚と参加の推進

Q 2 あなたの周りの相談機能についての調査

- Q 2 - 1 普段、地域生活の中で悩んだり、困ったりしていることの調査
「ある」が31%、「ない」が69% で、3割の人が困ることがある。
- Q 2 - 2 「ある」と答えた方がどこに相談するか相談先を複数選択可で調査した。
一番多いのが、「2. 親しくしている人」で42%、2番目が「民生委員」で38%、3番目が「市役所・行政センター」で34%、「親など身内」という順であった。
町内会・自治会や近所の人に相談する人もその次に順位として位置づけており、地域で相談機能の役割があることが見られる。
- Q 2 - 3 上記設問で相談した所・人から問題解決に向け「紹介された」人が、59%であった。30%は「紹介されず」に解決ができたのか不明である。
- Q 2 - 4 相談しない人がどのように問題を解決したのか、については 15 件の具体的回答があった。「自分で解決する」や「解決しないままている」が多い。

- ・相談先として民生委員が機能するためにも、民生委員のスキルアップをする必要がある。人材の養成が求められる。
- ・行政センターが地域の相談窓口の機能を発揮できるような仕組みが必要となってくる。
- ・地域の中で気軽に相談する先として、町内会、近所の人も多く、地域の支え合いを希望する人が多いことがわかる。

現計画該当部分—第2章2（地域がかかえる問題）(2) 相談体制に関する課題

第3章2（計画の目標）(4) 地域住民が孤立することのない相談機能

Q3 地区ボランティアセンターや地区社会福祉協議会の周知に関する調査

Q3-1 地区ボランティアセンターの周知度は、66%が知っている。

Q3-2 地区ボランティアセンターの周知度の程度を調査した。

周知度は1. から順に周知度が高い順にしてあり、4. は知っているが利用したことがない（場所・開設時間は知らない）としている。

一番多いのが、「4. 知っているが利用したことがない」で36%であった。そのほかの程度はほぼ同じ割合になっている。

Q3-3 地区社会福祉協議会の周知度は、62%が知っていた。

Q3-4 周知度の程度では、「知っているが利用したことがない人」が一番で、37%であった。民生委員、聞き取り者からの回答が多いため、周知度は高いと思われる。

Q3-5 自分の経験や資格を地域で生かしたいかの調査

39%の人が「生かしたい」と思うのに反し、57%の人がそう思わなかった。これは、漠然とした経験や資格の設問であったため、回答者が構えてしまったことも考えられる。

Q3-6 思うと答えた方に、経験や資格を生かすための仕組みを聞く調査

395件の具体的回答があった。人材登録制度を整備するなどが多かった。

- ・民生委員を除いた地区ボランティアセンター、地区社会福祉協議会の周知度は52%、46%であった。
- ・自分の経験、資格を登録する仕組みがわからない人としては、地区ボランティアセンターの内容が周知されていないことや、地区ボランティアセンターの啓発活動の強化、地域のニーズの引き出しなど地区ボラセンの活用を考える必要がある。
- ・若い世代ほど、アルバイト的・有償的な対価性を求める傾向が多い。

現計画該当部分—第2章2（地域がかかえる問題）(2) コミュニケーションに関する課題

第3章2（計画の目標）(2) 地域の人的資源の確保・育成

Q 4 地域活動に関する調査

Q 4-1 地域活動に参加したことの調査

これは、「過去1年間に」というような制限をつけなかったため、高齢者が子ども会活動という回答があったが、73%の人が何らかの地域活動をしたこととなった。参加したことのない人は、40歳以下の回答が多いことが目立った。

Q 4-2 地域活動参加の回数の調査

一番多いのが、「月に2~3回」で24%、次が「随時」で20%、「毎週」が15%、「月に1回」が12%、の順である。「ほとんど毎日」も7%いて、活発な地域活動が展開されている。コンスタントに活動している人が多く、地域活動が生活の一部になっている。

Q 4-3 地域活動の内容についての調査（複数回答可）

一番多いのが、「町内会の運営」60%で、次に「福祉厚生活動」の41%、「環境美化」34%の順となっている。

Q 4-4 地域活動団体についての調査（複数回答可）

地域活動をしている様々な団体の中で、一番が「町内会・自治会」で82%、「ボランティアグループ」の33%、「老人会」30%の順となっている。地域活動団体の種類は多く、町内会で行う「老人会」の活動をボランティアで支える人もこの中に入っていることが考えられる。

Q 4-5 地域活動に参加する機会が以前と比べて増えているかの調査

50%が「増えている」で、「変わらない」が32%、「減っている」は、17%であり、地域活動が活発に展開されている。

Q 4-6 既存の公共・公益施設の地域への開放についての調査

公共・公益施設の地域への開放が進んでいると「どちらでもない人」が43%、「思う」人が40%、「思わない」人が15%との順番となっている。

Q 4-7 公共・公益施設の地域への開放が進んでくると思わない人の具体的理由

127件の具体的意見が出された。公共予約システム導入の問題、学校の空き教室に関しての意見が多かった。

Q 4-8 地域活動に参加したことがない人が、今後地域活動に参加したいと思うかの調査

「思わない」人は64%、「思う」人は32%であった。

Q 4-9 地域活動に参加したいと思う人に、参加したい活動内容の調査

一番多いのは「環境美化」で26%、二番目は「福祉厚生活動」、「子ども活動」の順となっている。

Q 4-10 地域活動に参加したいと思わない人に、その理由を尋ねる調査

一番多いのは「高齢や障害などの理由から」が47%、次いで「時間がないから」、「関心がないから」の順となっている。

40歳以下の回答で地域活動に参加しようと思わない人が多く、その理由も「時間がないから」がかなりの割合で多くなっている。

- ・地域活動をしたことがある人、これからしたい人の内容は、町内会・自治会活動であったが、特に若い世代の参加率が低い。
- ・地域活動団体の参加者が減少している状況にどのように対応していくか、地域活動団体の底上げを考えていかねばならない。
- ・年代別の地域活動参加状況を資料として作成する必要がある。
- ・高齢を理由として地域活動をしない人がいる。動機が必要だが難しい。

現計画該当部分—第2章2（地域がかかえる問題）（5）ボランティアに関する課題

第3章2（計画の目標）（3）地域の物的資源の活用

（4）住民意識の高揚と参加の推進

Q 5 現在の子育て中の方、小・中学生と暮らしている人への調査

Q 5-1 子育てをされていて、地域への要望を回答する調査

具体的回答は、89件あった。

Q 5-2 学校の授業で行われる総合的学習の中で福祉についての話題を家庭で話すことがあるかという調査

「ある人」が45%、「ない人」が55%という内容であった。

Q 5-3 「福祉」を理解するために、子どものときから心がけるものについての調査（複数回答可）

「地域の人とあいさつをする」が一番多く、次いで「いろいろな人と接する」、「人の話を聞くようにする」の順の回答であった。

- ・子育てをされている方が地域に要望することで、多いのが子どもの安全・安心を求める声、地域で大人が子どもに挨拶を返したり、子どもをしかったりすることを要望している。
- ・総合的学習の中で福祉をとらえる機会がまだ少ないことがいえると共に学校や家庭の中で話題とならないことがわかった。今後の学校教育、家庭教育の中での取り上げ方に重きを置く必要がある。

現計画該当部分—第2章2（地域がかかえる問題）（4）福祉意識の形成に関する課題

第3章2（計画の目標）（4）連携のためのコーディネート機能の充実

Q 6 地域がかかえる課題の解決策についての調査

Q 6 - 1 地域生活上で悩んだり、困ったりしている例を出し、選択させる調査
(複数回答可)

一番多いものは、「価値観の多様化やモラルの低下などによる人間関係が変化していること」で40%、次いで「住民間で人間関係が希薄化し、ふれあいがいいこと」が36%となっており、この2つの例で80%の人が人間関係の課題点を挙げている。

Q 6 - 2 悩み事、困っている事の具体的例を挙げ、その解決に向けて、誰がどのように解決するか具体的に記入をする調査

この回答については、529件の具体例を挙げており、さらに、地域ごとの課題の抽出を行う必要がある。

- ・課題例の一番多い「価値観の多様化やモラルの低下」の対策として、行政ではできることを考えると、子どもや若い世代との交流がないことから、子どもを叱れない大人や他人に無関心である社会性が根底になっていると考えられる。モラル観について、議論を深めることも大切かもしれない。
- ・地域別人口構成表を活用した資料作りをする必要がある。

5. 計画の策定体制

横須賀市社会福祉審議会条例

(総則)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく横須賀市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(審議会の委員等の任期)

第2条 審議会委員及び法第8条第2項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、前項の規定にかかわらず、担当する特別の事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとする。

(委員長の職務代理)

第3条 法第10条に規定する委員長(以下「委員長」という。)に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合に限り、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第5条 法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関すること。

(2) 福祉専門分科会 前号及び法第11条第1項に規定する事項以外の福祉に関すること。

2 審議会は、前項の専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって、審議会の決議とする。

(専門分科会の委員等)

第6条 前条第1項の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 前条第1項の専門分科会及び法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会に専門分科会会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。

3 専門分科会会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

- 4 専門分科会会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会会長が指名した委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 第4条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

(審査部会)

第7条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受けたときは、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第2条第1項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

- (1) 身体障害者の障害程度
 - (2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し
 - (3) 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し
- 2 第4条及び第6条第2項から第4項までの規定は、審査部会の会議及び委員について準用する。

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

地域福祉計画検討部会細則

(目的)

第1条 社会福祉法に規定する市町村福祉計画の策定に関して必要な事項を検討するため、横須賀市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に地域福祉計画検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討部会は、審議会委員長が指名する審議会委員及び臨時委員10人以内をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第3条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選により定める。

3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討部会の会議は、部会長が招集する。

2 検討部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議をひらくことができない。

3 検討部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴)

第5条 検討部会の傍聴については、横須賀市社会福祉審議会一般傍聴実施要領の規定を準用する。

(庶務)

第6条 検討部会の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において行う。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、検討部会の同意を得て部会長が定める。

附 則

この細則は、平成14年11月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年1月23日から施行する。

横須賀市社会福祉審議会一般傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市社会福祉審議会（専門分科会及び障害者福祉専門分科会審査部会を含む。以下「審議会」という。）の一般傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は、民生委員審査専門分科会及び障害者福祉専門分科会審査部会を除き、原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合若しくは緊急を要する事件を調査審議するため審議会開催の周知が図れない場合は、委員長若しくは各専門分科会会長（民生委員審査専門分科会会長を除く。）の判断によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者は、原則として市内に在住若しくは通勤、通学するものとする。
- 4 審議会の傍聴者の定員は、原則として10人とし、定員を超えた場合は、事務局による抽選で傍聴者を決定する。
- 5 審議会の開催に係る市民等への周知は、原則として「広報よこすかお知らせ版」により行う。
- 6 傍聴の範囲は、公開された審議会の議事すべてとする。
- 7 傍聴者は、傍聴章（第1号様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を修了する際には返還しなければならない。
- 8 傍聴者が次の事項を守らず、かつ、委員長の指示に従わない場合は、委員長の判断により、傍聴の許可を取り消すことができるものとする。
 - （1）審議会での発言に対し、拍手その他の方法で可否を表明しないこと。
 - （2）話しをしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - （3）はち巻、腕章などをして、示威的行為をしないこと。
 - （4）病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外、帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - （5）物を食べたり、飲んだり、タバコを吸わないこと。
 - （6）むやみに席を離れないこと。
 - （7）写真・ビデオの撮影や録音をしないこと。
 - （8）その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

9 審議会の一般傍聴の実施に係る事務は、健康福祉部健康福祉総務課ほか各所管課が行う。

(第1号様式)

NO
横須賀市社会福祉審議会
傍 聴 章
(お帰りの際は、お返してください)

1 この要綱は、平成13年4月9日から施行する。

地域福祉計画検討部会委員名簿

(50音順、敬称略)

委員名	団体等
石川 二郎	福祉専門分科会委員（横須賀市社会福祉協議会副会長）
市川 成子	障害者福祉専門分科会委員
佐倉 美知子	市民公募
鈴木 立也	民生委員児童委員協議会（大津地区民生委員児童委員協議会会長）
但馬 明	地区社協関係者（久里浜地区社会福祉協議会会長、福祉専門分科会委員）
西原 徹	町内会関係者（横須賀市連合町内会長連絡協議会会長）
○ 福士 貴子	学識経験者（神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科助教授）
◎ 藤原 尉夫	民生委員審査専門分科会委員（横須賀市社会福祉協議会会長）
宮田 丈乃	児童福祉審議会委員（横須賀市保育会会長）
山内 八郎	市民公募

◎は部会長、○は副部会長を示します。

地域福祉計画検討部会開催経過

■ 第1回

- 1 開催日時 平成18年4月27日（金） 午前10時～11時
- 2 開催場所 消防局庁舎第2会議室
- 3 出席委員 全委員出席
- 4 議 事 (1) 正副部会長の選出
(2) よこすか地域福祉計画の概要と改定への取り組みについて

■ 第2回

- 1 開催日時 平成18年5月24日（水） 午前10時～12時
- 2 開催場所 職員厚生会館第4研修室
- 3 出席委員 全委員出席
- 4 議 事 (1) 地域福祉計画改定に向けた市民アンケート内容について
(2) 地域福祉計画進行管理部会からの意見
(3) 今後のスケジュール（案）について
(4) 地域福祉計画改定の観点について

■ 第3回

- 1 開催日時 平成18年7月6日（木） 午前10時～12時
- 2 開催場所 職員厚生会館第4研修室
- 3 出席委員 全委員出席
- 4 議 事 (1) 地域福祉計画改定のための市民アンケート集計結果について
(2) 市民アンケートの活用について
(3) 地区社会福祉協議会との意見交換会の実施について

■ 大津地区社会福祉協議会との懇談会

- 1 開催日時 平成18年7月24日（月） 午後2時30分～3時30分
- 2 開催場所 大津地区ボランティアセンター
- 3 出席委員 委員10名中2名、大津地区社協関係者17名出席
- 4 内 容 地域課題に関する意見交換

■ 久里浜地区社会福祉協議会との懇談会

- 1 開催日時 平成18年7月25日（火） 午後1時～2時
- 2 開催場所 久里浜地区ボランティアセンター
- 3 出席委員 委員10名中2名、久里浜地区社協関係者27名出席
- 4 内 容 地域課題に関する意見交換

■ 三春町地区社会福祉協議会との懇談会

- 1 開催日時 平成18年8月5日(土) 午前11時30分～12時30分
- 2 開催場所 三春町地域自治活動センター
- 3 出席委員 委員10名中4名、三春町地区社協関係者12名出席
- 4 内 容 地域課題に関する意見交換

■ 第4回

- 1 開催日時 平成18年8月8日(火) 午前10時～12時
- 2 開催場所 職員厚生会館第4研修室
- 3 出席委員 委員10名中8名出席
- 4 議 事 (1) 地域がかかえる課題について(市民アンケートや地区社協との意見交換、出前トークなどから見えてきたもの)
(2) 地域福祉計画の素案について

■ 第5回

- 1 開催日時 平成18年9月8日(金) 午前10時～12時
- 2 開催場所 職員厚生会館第4研修室
- 3 出席委員 全委員出席
- 4 議 事 (1) 地域福祉計画進行管理部会からの意見について
(2) 地域福祉計画の素案について

■ 第6回

- 1 開催日時 平成18年10月13日(金) 午前10時～12時
- 2 開催場所 職員厚生会館第4研修室
- 3 出席委員 全委員出席
- 4 議 事 地域福祉計画の素案について

■ 第7回

- 1 開催日時 平成18年12月7日(木) 午前10時～12時
- 2 開催場所 職員厚生会館第4研修室
- 3 出席委員
- 4 議 事 (1) パブリック・コメントの募集意見について
(2) 地域福祉計画答申案について

6. 計画の進行管理体制

地域福祉計画進行管理部会細則

(目的)

第1条 社会福祉法に規定する市町村福祉計画である「よこすか地域福祉計画」進行管理に関して必要な事項を検討するため、横須賀市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に地域福祉計画進行管理部会（以下「進行管理部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 進行管理部会は、審議会委員長が指名する審議会委員及び臨時委員7人以内をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第3条 進行管理部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選により定める。

3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 進行管理部会の会議は、部会長が招集する。

2 進行管理部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議をひらくことができない。

3 進行管理部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴)

第5条 進行管理部会の傍聴については、横須賀市社会福祉審議会一般傍聴実施要領の規定を準用する。

(庶務)

第6条 進行管理部会の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において行なう。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、進行管理討部会の運営に関し必要な事項は、進行管理部会の同意を得て部会長が定める。

附 則

この細則は、平成17年12月6日から施行する。

地域福祉計画進行管理部会委員名簿

(50音順、敬称略)

委員名	団体等
飯野 雄彦	障害者福祉専門分科会委員（社会福祉法人みなと舎ゆう施設長）
大武 勲	障害者福祉専門分科会委員（障害者施策検討連絡会会長）
但馬 明	福祉専門分科会委員（横須賀市民生委員児童委員協議会副会長）
立田 道子	福祉専門分科会
○ 根本 嘉昭	学識経験者（神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科教授）
浜田 哲二	民生委員審査専門分科会委員（横須賀商工会議所専務理事）
◎ 南川 藤夫	民生委員審査専門分科会委員（横須賀市民生委員児童委員協議会会長）

◎は部会長、○は副部会長を示します。

地域福祉計画進行管理部会開催経過

■ 第1回

- 1 開催日時 平成17年12月6日(火) 午後2時から
- 2 開催場所 厚生会館4階 第4研修室
- 3 出席委員 全委員出席
- 4 議 事 (1) 正副部会長の選出
(2) よこすか地域福祉計画の進捗状況について

■ 第2回

- 1 開催日時 平成18年1月10日(火) 午後2時から
- 2 開催場所 厚生会館 4階 第4研修室
- 3 出席委員 委員7名中6名出席
- 4 議 事 よこすか地域福祉計画の進捗状況について

■ 第3回

- 1 開催日時 平成18年9月6日(水) 午前10時から12時まで
- 2 開催場所 横須賀市役所本庁舎2号館 5階 251会議室
- 3 出席委員 全委員出席
- 4 議 事 (1) よこすか地域福祉計画の見直しについて(途中報告)
(2) よこすか地域福祉計画の推進状況について

■ 第4回

- 1 開催日時 平成19年1月11日(木) 午後2時30分から4時30分まで
- 2 開催場所 横須賀市役所本庁舎3号館 3階 302会議室
- 3 出席委員
- 4 議 事 (1) よこすか地域福祉計画の推進状況について
(2) よこすか地域福祉計画の改定案について(報告)

7. 用語集 (初出ページ)

<第2章>

コミュニケーション (6 ページ)

一般に、社会生活を営む人同士が、言葉や文字などによって考えや感情を伝え合うこと。本計画では、地域住民相互の連帯や心のつながりの意で用いている。

ボランティア (7 ページ)

原則として、自発的に無償で公共活動に参加する人のこと。ただし、活動にかかわる実費相当を受け取る有償ボランティアの存在などをめぐって、ボランティアの定義が広がりつつある。

平成7年(1995年)に発生した阪神・淡路大震災の復旧ボランティアには、多くの市民が災害ボランティアとして参加したため、「ボランティア元年」と呼ばれた。その後、ボランティアが注目されたことにより、「特定非営利活動促進法(NPO法)」が平成10年(1998年)に成立している。

<第3章>

福祉の輪 (8 ページ)

本計画では、市・社会福祉協議会・社会福祉法人・施設等だけでなく、すべての住民が地域福祉の推進のために協働する意で用いている。

NPO (9 ページ)

行政や企業から独立して、社会貢献や慈善活動に従事する民間非営利組織(non-profit organizationの略)のこと

ネットワーク化 (9 ページ)

一般に、網状の組織や構造のこと。本計画では、「井戸端」や「灯台」相互の交流や情報交換などが行われるようになる意で用いている。

コーディネート (10 ページ)

一般に、さまざまな部分や活動をある一定の方向に沿って組み合わせ、全体を調整すること。本計画では、適切な福祉サービスとサービスを必要としている人をつなぐ意で用いている。

<第4章>

ワークショップ (18 ページ)

もとは「仕事場」「作業場」のこと。一般に、意見や技術の交換・照会を行う研究会を指す。本計画では、市(行政)と市民の協働による意見交換の場の意で用いている。

システム（20ページ）

一般に、組織的に機能するような制度、仕組みのこと。

交番相談員（23ページ）

交番の警察官がパトロールで不在のときなどに警察官に代わって、周辺の地理案内、忘れ物や落とし物の受付、自転車・バイクの被害届の受付のほか、いろいろな相談事の対応をする者として、平成5年4月1日に「市民応接員」として県内5か所の交番に配置したのが始まり。平成6年11月1日に名称を「交番相談員」に変更、平成18年4月から県内すべての交番に配置されている。

地域包括支援センター（23ページ）

平成18年4月施行の改正介護保険法により新たに導入された機関。公正・中立な立場から、①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントという4つの機能を担う、地域の中核機関。

運営主体：市町村、在宅介護支援センターの運営法人（社会福祉法人、医療法人等）その他の市町村から委託を受けた法人

エリア：市町村ごとに担当エリアを設定。小規模市町村の場合、共同設置も可能。

職員体制：保健師（又は地域ケアに経験のある看護師）、主任ケアマネジャー、社会福祉士の3つの専門職種又はこれらに準ずる者

※65歳以上の高齢者3,000人～6,000人ごとに、3人の専門職種を配置。

地域包括支援センターの設置運営に関しては、市町村が事務局となり、地域のサービス事業者、関係団体、被保険者の代表などにより構成される「地域包括支援センター運営協議会」が関与することとなっている。

キャンペーン（25ページ）

一般に、目的を持って一定の多数に働きかけること。または、その運動。

〔参考文献〕

広辞苑 第五版（発行：岩波書店）

imidas 2007（発行：集英社）

知恵蔵 2007（発行：朝日新聞社）

現代用語の基礎知識 2007（発行：自由国民社）

介護保険制度改革の概要 - 介護保険法改正と介護報酬改定 -（発行：厚生労働省）

神奈川県警察ホームページ (<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesg0013.htm>)

横須賀市民憲章

私たちの横須賀は、海と緑に恵まれた自然と世界に開かれた交流の歴史のもとで、魅力ある都市を目指し、常に新しいまちづくりに挑戦する気概を身につけてきました。

21世紀を迎え、私たちは中核市としての新たな出発を機に新しい時代の先駆けとしての意欲を持ち、市民、企業、行政が共に手を携え、郷土の歴史と文化を尊重し、さらに魅力あるまちづくりをすすめるためにこの憲章を定めます。

- 1 すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。
- 2 海と緑の豊かな自然を守り、うるおいと活気のあるまちをつくります。
- 3 こどもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。
- 4 お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。
- 5 災害に強い、安全で暮らしやすいまちを実現します。

(平成13年12月18日議決)

よこすか地域福祉計画

(こころをつなぐ福祉の輪よこすか)



横須賀市健康福祉部健康福祉総務課
横須賀市小川町11番地(〒238-8550)
TEL:046-822-8245 FAX:046-822-2411
E-mail:hwg-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp
URL:<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp>

